

植民地時代および独立革命期ニューヨークにおけるジョン・ワット

——ニューヨーク・ロイヤリストに関するケース・スタディ

茨 木 慶 三

はじめに

大手前女子大学論集第二号において、筆者は、ニューヨーク（以後NYと略記）におけるアメリカ革命の意義とロイヤリスト（以後Lと略記）の生きざまの分析がもつ史学研究上の醍醐味を指摘した。また筆者は、その多くがLとなったド・ランシー（以後DLと略記）派の一七六〇年までのいわば党首J・DL（James De Lancey）についても既に探究し、NY十八世紀中葉史の一面がアングロアメリカン（以後Aと略記）・ポリテイクス（以後Pと略記）の歴史であったが、同世紀の後半AAPは骨化せざるをえなかったことを示唆した^①。では、一七六〇年後のDL派はどのような道を歩んだのであろうか。ここに、ゼームズ博士（Taylor C. James）の論考に基づきながらDL派の領袖ジョン・ワット（John Watts 一七一五―一八九）にスポットをあてるゆえんがある。

ところで、同僚参議会議員で政敵のスミス（William Smith Jr.）は、英国国教会主義、商業、本国政府との緊密な提携を特徴とするDL派と主義・主張が相容れず、通常政治問題で同派と一体となったワット（彼は、DL派頭首J・DLの妹アン（Ann）と結婚、同派領袖と目された）を同派そのものと同一視して、嫌悪・批判した^③。しかしワットはその政治行動をスミスが考えたように、単に私的・階級的・経済的誘因を根拠とする党派根性から行なったとして厳密に正しいのか（そうではなくて、確たる自己の政治的信条に基づくものとした方が、正確ではないのか）。

へ十八世紀NY政治についての諸見解」ともあれ、植民地時代NY政治について、最近様々な見解が提出されている。第一の説は、NY政治は、派利派的な有力特権家族の政争(従って、今日的政党は存在しない)であったが、対英危機の深化に伴って従来無告であった民衆の政治活動が促進され、ベッカー(Carl L. Becker)のいう誰が国内で支配すべきかをめぐる抗争が、社会経済的二分法の観点で理解できるに至ったというのである。^④

第二の説は、NY政界では、複数の党派が主義に基づいて活動し、対英危機勃発よりずっと前から民主的傾向を有したというのである。^⑤

第三の説は、植民地時代NYでは、異質の住民の間に存在した多数の社会的・民族的・宗教的・経済的インタレスツから政治的分裂が起こり、有権者は、公共利益よりも時々必要に対応した常に移動するフアクション(以後Fと略記)に反応した(ただし、一七五〇年代までは無秩序な派閥主義、それ以後は安定したそれ)というのである。^⑥

第四の説は、経済的流動性と機会の拡大のためメカニックス(民衆)が台頭し、かつ、階級意識が自覚された七年戦争後においても、従来の二大エリート家族同盟の政争が残存したが(ただし、両者ともイデオロギイ上はホイッグ)、レキシントの戦い後の危機がこの家族同盟の力を破壊したというものである。^⑦

第五の説は、植民時代NYは、本国パトロニジ(以後Pと略記)、システム(以後Sと略記)の影響下にあるエリート(大地主・大商人・法曹家)が権力争奪抗争を展開し、在野エリートが、権力の座にあるエリートに挑戦するに当って、民心獲得のために民主的原則の支持者というポーズをとつたにすぎなかった(彼らは、権力を掌握すると政敵同様専制支配—なおワットも、このP・Sにどっぷりつかっていたというのであり、^⑧いずれにしても以上の諸説に照せば、スミスのワット評を単純に肯定できないわけである。

〈ワット評〉それはともかく、ワットとスミスとは、全く対照的であった(後者は長老派、法曹家、理論家、前者は英国国教徒、実業家、活動家)が、後者は前者を「情操不安定で軽率な人」と評した。^⑨しかしワットは、美的感覚に欠けた人ではなく、むしろ実業や政治を至高の芸術と考えた十八世紀のNYの所産であった。実際彼は、彼なりの公共奉仕精神をもち、かつ広い才能を有した。だが対英危機によるクリテイカルな選択に当って彼は、慎重なスミスと違って性急な決断を下し(一七七五年、早くも本国へ亡命)、アメリカでのすべてのものを失い、また国王からの恩典をほとんどえ損なつたのである。^⑩

このように長短ないまぜたワットを、どのように評価すればよいのか。従来の史家は、彼の一面だけをみて全体を断定したきらいがあり、不鮮明、不完全であった。例えば、著名な史家ベッカーさえ、ワット研究の重要資料『書翰控』^⑪を利用しなかったためか、その主著で彼を重要視しなかった。またハリントン女史 (Virginia Harrington) は、彼をユニークな人物とし、彼の多様なインタレスツを洞察したとはいえ、なお簡潔にすぎ、さらにキープ (Austia B. Keep) は「彼を「社会的不正義の勇敢な非難者」と正当に指摘した半面、検事総長を勤めた」と誤記した。そしてマックラケン (Henry N. Macracken) が彼を「宮廷派」DL派指導者」としているのはともかく、些細な誤り (キングズ大卒とか、ブロードウェイのマンションに居住とか) を犯した史家は少数ではない。とはいえ、彼の曾孫 (John Wats De Peyster) の系譜的記録は、身引きの欠点があるものの価値あるものといえることができる。^⑫

ともあれ筆者は、ワットのそして可能な限りDL派路線の真の姿と、ひいてはNY初期政治社会史の実態に少しでも迫られたらと考える次第である。

一 家族関係

十八世紀NYでは、有力者との家族上・実業上・政治上の結びつきをえることが、公的生活での成功を博するための必須条件であったので、ワットも英米双方での強力なコネを入手・促進しようとした。

〈父ロバート〉 そもそもワット家は、スコットランドのローズヒルの地主であったが(ワット家の人々は、民族的誇りを永遠に保持)、一六九五〜九九年の飢饉に当って、次男に生まれたワットの父ロバート (Robert 一六七八—一七五〇) は、安楽の地を求めてNY市へ来住 (一六九六)、同市南区の商人街に住み、商人社会に仲間入りして成功、一七一〇年代には一かどの地位を築いていた。すなわち彼は、西インド(ラムなど) やヨーロッパ (ワインなど) 交易に従事、NY、フィラデルフィア、オルバニイ、ボストンおよびイングランド、スコットランド、カリブ海の諸港の商人と取り引きしてNY市で名を挙げ、一七一五年、時の総督から「信用における良識ある当局に好意をもつ人」として参議会会員に推挙されるまでになった。しかしやがて(一七二六)、友人に事業を委託して帰英、その後(一七三〇年代初め) バルバドスに一時移

住、三〇に帰米するなどしたため、政界でのみるべき活動は記録されなかった。とはいえ彼は、NYの名門バン・コトランド(Van Cortlandts)およびバン・レンセラー(Van Rensselaers)家と親戚関係にあり、かつNY政界の名士の娘(Mary Nicoll)を娶り(一七〇五)¹⁶、このコネによって社会上・事業上の有利な地歩を確立したのであった。¹⁷

ヘワットとオランダ系住民 〆 ロバートの四番目の子として誕生したワット(本稿の主人公―三人の姉は共に早死)は、幼時を母の血縁で父の友人、オランダ系エリート、P・バン・コトランド(Philip Van Cortlandt)の監督下に育ったが(母の死と父の不在のため)、十七・十八両世紀転換期でのオランダ影響力逡減と英風化漸増の傾向に染まった上、事業や日常生活でのオランダ人のずるさ(密貿易などを行なう)と英米商業への妨害を見聞して、オランダ人を卑しい人たちと嫌悪した。¹⁸

ヘワットとイギリス系住民 〆 一方ワットは、姻戚で親友の弁護士ニコルス(Benjamin Nicolls)家(同家は、NY政界の名士を輩出)の人々と親交を結び、親英気質を身につけた。¹⁹

ヘワットとフランス系住民 〆 またワットは、DL家とも親密であった。すなわち、同家家長J・DLの弟ジョン(John)は早死したがワットの学友で親戚(ワットが、そのかたみのカウスボタンを死ぬまで身につけたほど親交)であった。そもそもNYきつての富商、政界の名門DL家の始祖ステベン(Stephen Etienne)は、実業で蓄財するとともに、バン・コトランド家の娘を娶って富を増し、かつ政界の名望家となつたが、ワットの母方の曾祖母はコトランド家の一員であり、ここにフランス系DLとスコットランド系ワットがコトランド家をとおして親族となり、また両家は、十七・十八両世紀転換期の英風化の現実を洞察して親英化、NYの経済的繁栄を享受したのであり、さらにワット自身の少年期の政治上・実業上の薰陶が、他の誰よりもDL家の人々から非公式にえられたゆえんであった。DL家始祖の長男で、同家家長J・DLの成功譚は別示したのでここでは触れないが、ワットは長じてJ・DLに期待・依存してDL派に組みした。彼は、四二年宗教心が厚かった家長の妹アン(一七三三―七五、一〇人の子を生み、うち七人が成人した)と結婚、その弟オリバー(Oliver)とは一七五〇・六〇年代に政治上・経済上提携(とくに、七年戦争のときに、本国軍への糧秣補給を協同行なつた)し、DL派との親密さを深めた。²⁰

ヘ本国有力者との親交 〆 ところで、PS(アメリカでの成功は、専ら英米有力者のコネにかかっていること)については筆者の別稿にゆずるが、ワットは本国での広範なコネを求めた。すなわち、本国の政治家、商人、軍人と直接親しむ(例えば、七年戦争時駐NY本国軍将校で、そ

の後ロンドンでのワットの友人との商業協同経営者、また、七五年トマス・カツツ銀行のパートナーとなったドリュミユンド (Adam Drummond) 一方、DL派 (とくに、妻の懇請による「党首」にして「法皇」とみなされた典型的AA政治家、義兄J・DLの引き立ては注目すべきもので、ワットは彼に心酔し自らもAAとなった。J・DLの死後、七〇年代には対英危機が深化、AA主義の維持が困難となるやワットはLにふみきった)との提携をとおして本国実力者の好誼をえた(例えば、J・DLの妹が嫁した富裕な海将で、イギリス下院議員のピーター・ワレン (Peter Warren) はワットを愛し、自己のハドソン河近くの田舎家を無料で貸し、またピーターの相続者は、ワットの子ジョン・ワレン (John Jr.) と、J・DLの弟オリバーの子でワットの商売仲間ピーター (Peter) とにワレン領の管理を委ねた(一七七二)。その上ワットは、オリバーの妻の実家のユダヤ系富商フランクスタ家 (Frankses) と商取り引きで協力、同家のイギリス議会との強力なコネのおかげでワットとDL家とは、七年戦争時本国軍糧秣補給契約でフランクスタ家のパートナーとなった)。さらにワットは、一七五〇・六〇年代に実力者とのコネを拡大し (ワットは、モンクトン総督 (Robert Monckton) 在任一七六一、六一六三) にとり入り、その着任前の俸給をめぐるコールデン (Cadwallader Colden) との紛争 (後出) を仲裁し、またモンクトン帰英後元総督の在米領地を管理・処分。またワットは、在NY本国官吏で帰国後イギリス下院議員となったバリー (Isaac Barre) の信用を博した)、政治上・実業上の利益を増大させると同時に、彼らに商業上の忠告、するどく、眼識深い情報を提供して彼らに報いた。¹⁹⁾

〈子弟の結婚先〉 くわえてワットは、自分の子供たちの将来、とくに婚姻によるコネが彼らとワット家の地位・財産の向上に貢献する点を配慮、社会的有力者を彼らの配偶者を選ばさせた(七五年までに結婚した四人の子供は、参議会会員ないし代議会会員の子供を配偶者を選び、また一人を除いてすべての子供は、国王に忠誠な家の人を選んだ)。すなわち、長女アン (Ann) は六〇年代に参議会会員で収納監の息子、ケネディ海軍士官 (Archibald Kennedy) — 父母から土地を継承。Lとなりイギリスで住む) を夫とし、次女スザンナ (Susanna) は東ジャージー領主団の一人で富裕な法律家の息子、ケアニー (Philip Kearny) — Lで、独立戦争中土地を没収された) を主人とし、美女の三女メリイ (Mary) は大地主の嫡男J・ジョンソン (Sir John Johnson) — 大土地を相続、また父同様、インディアンと親しくて利をえた) を夫君とした。また長男ロバート (Robert) は参議会会員で愛国派となったアレキサンダー (William Alexander) の娘と結婚、そのコネで革命後もNY邦でエリート的地位を保持、次男ジョン・ジュニアはJ・DLの弟P・DL (Peter De Lancey Sr.) の娘でいとこを娶った。以上、子供の政治上・実業上のコネの網の目によってワットは、完全に王領NYでの高位に就く見込みが十分あったが、革命のためこれらのきずなは切断され、ほとんど無価値と

なつたのである。^⑳

ともあれ、革命によるAA社会の崩壊のため、ワットの経済活動は劇的な変更を余儀なくされた。しかし、彼の生活力は押しつぶされることなく、持続した商業や彼自身および友人の財産の運営への関心が、革命による心の痛手を切りぬけさせ、彼の機敏さや誠実さは大むね無傷でとどまつたのであつた。

二 実業家として

NY植民地の実業は、しばしば他の職業と併行して行なわれ、地主、法律家、軍人が商業活動に従事し、一方商人が、土地投資、法律問題の処理、軍務に携わり、公職に就こうとした。こうしてワットも、その関心を交易から他領域へ広げたが、総じていえば実業家にとどまつた。ただし、当時の多くの取り引きは個人レベルでなされ、参加者の信用が第一であつた。つまり実業は、国際的かつ複雑であると同時に、私的で信頼に値する関係を必須としたのである。^㉑

それはともかく、植民地経済の英・欧への依存による景気変動（戦時には好況、終戦後には不況）がNY商人を悩ませた。また、北部植民地と本国との貿易不均衡による前者の正貨不足と、国王による植民地人の紙幣使用規制のため通貨問題が重大化した。すなわち、対英貿易では（NYとフィラデルフィアは穀物、毛皮を、ボストンは海産・森林産物を本国に輸出し、本国からはマニファクチュア完成品が輸入された）植民地は赤字で、これを対アフリカ、南欧、西インド、ワイン諸島との交易（植民地は原料品を輸出し、金・銀を入手）で一部相殺したが、全く不十分であつた。こうして北部植民地商人は、輸送業や再輸出（大半は、半熱帯産ないし熱帯産物）で利益を挙げねばならなかつた。なお革命前半世紀においてNYは、全貿易量ではボストン、フィラデルフィア、チャールストンに次いで四位であつたが、西インド、アイルランド、南欧交易では、フィラデルフィアと第一位を争うほどであつた。^㉒

〈家業継承〉 さてワットは、父から商才と営業を継承、また社会上・交易上のコネを保持した（父の商船の共同経営者アレン（William Allen）は、ワット自身とも商業上提携。父の妹の嫁ぎ先の商家リデル家（Riddels）もワットと親交を継続）。さらに彼は、妻の誼で彼女の兄弟と交易上提

携、また、妻の相続したDL家事業の一部に携わった。くわえて彼は、息子たちに商売の道を学ばしめ、ワット家が数世代にわたる信頼される商業上のエリート²⁴の地位を保持する礎石となったのである。

〈海外貿易〉　ところでワットは、一七四〇年代末と五〇年代初め、クルーガー家 (Crugers) と共同で貿易 (ポルトガル、アフリカ、西インド、ヴァージニアなどへ穀物・食料品・材木を六隻の船で輸出) に従事、また、O・DLらとも五隻の船を共有して交易に従ったが、ほかに、関税忌避のためNY港を経由せずに奴隷などを交易 (NYからすれば、密貿易) し、かつ、西インド、イギリス、ヨーロッパ諸港間の不定期多角交易を行なった。²⁴

そのうち一七五三年以後、ワットの政治力の増大に伴い、五〇年代半ばから本国軍への糧秣補給業がワットの実業でのウェイトを占めた。なお、一七四八年から五〇年半ばまでは景気不振であったが、ワットの経済活動は不況のため損なわれることはなく、五〇〜五三年には土地へも投資している。²⁵

〈代理業〉　それはともかくNYでは、しばしば一商人が卸売りにも小売りにも従事したが、ワット父子は元来小売りをしなかった。

こうして父の死以後ワットは、委託代理業を行なって外国商人の商品を卸売りで売買した。彼は、迅速に正確なNY市況情報を提供して名声を博する反面、知己か信頼のおける個人ないし商社だけの代理をし、かつ、当時の大抵の代理業のもうけは²⁶大で、トラブルは少なかったが、トラブルが起こればこれを誠実に処理した。²⁷

〈兵站業〉　戦時における本国軍の糧秣需要増大によって食料生産植民地は栄え、糧秣買い付け、輸送を助けた代理商は大いに潤ったが、一七五四年以後辺境での対仏状勢の悪化に伴い景気が回復、ワットと義弟O・DLは兵器補給に当たったほか、年利七%で軍需品の購入資金を融資した。また彼らは、国王から糧秣補給を委託された本国請負業者の代理人を勧めてもうけた (買い付けで五%、保管で七・五%のもうけ)。もともと代理業を全うするには、政治上・交易上のコネのほか、適宜の補給を可能にする軍事情報を入手するための高級将校との親交が必要で、ワットは、本国軍司令官の信頼をえていた。また、代理業には契約に関するトラブル (不鮮明な契約条文の解釈をめぐって、本国政府と請負業者との見解の相違など) が時々あったが、ワットは、誠実に処理しておおねむ八方を丸く治め、結局O・DLに代わって彼が筆頭代理人となった。次に実務にかかわるトラブル (①軍隊の需要に対する補給品調達²⁸の困難―とくに本国軍は豚肉不足に不満、また、代理商が高価な生

肉の調達をしぶつたことに本国軍は不満。②駐カナダ本国軍補給の困難—代理商は、腐敗と不適当な輸送法による時間上・保管上のコスト高を指摘して猶子を求めたが、本国軍司令官はタイムリーな補給を代理商に厳求) に対してもワットは、本国軍を大むね納得させることができた。^⑧

他方、ワットの側にも関係者に不満があった。すなわち彼は、(1)軍補給業務の完璧を期した本国軍司令官と、軍需品送達証明書発行遅延は司令官のせいとしたワットの手紙(請負業者は、証明書がなければ本国政府が代金を支払わないので、その迅速な発行を求め、ワットのような代理商にそれを強く要請した)などをめぐって意見が対立した。もつとも両者は、最終的には了解し合い、ワットは、この司令官を節度ある秩序正しい人物と賞讃している。(2)またワットは、本国請負業者に対して、本国軍人との折衝に際する苦労、送達証明書発行に関するあいまいさ、契約開始日の不明示などのため不満をもった。しかし彼は、請負業者のうちM・フランクス(Moses Franks)やその協力者たちとは終始友好関係を保持し、彼らもまたワットに尽くした。(3)さらにワットは、雇い人との関係でも悩みがあった。例えば、長期間忠実であった彼のある奉公人が、精神異常のため使い込みをしたとき、彼は泣いて馬しよくを切るはめとなった。また、有能なある番頭が金銭上のへまをしてかしたとき、自分自身の監督不行き届きを口実にその番頭を寛恕せざるをえなかった。ともあれワットは、革命勃発まで本国軍への糧秣や資金の提供をつづけた(ただし六〇年代と七〇年代には、ワットのパートナーは、O・P・Lではなく、マックエバース(Charles McEvers))。そして、その間、彼の本国政府との関係による利益は、経済的観点からすれば莫大で、彼のL路線はこの点に影響されるところが大であったといえよう。なおワットは、有利な中部植民地の税関でのポストを入手する機会があったが、それを放棄した。もちろん、関税吏職と軍補給業のいずれがより本国政府と密着するものであったかは、断定できない次第である。^⑨

〈私掠業〉 ワットは、正常の商業以外でももうかる事業に乗り出したが、第一に私掠業は(アン女王の戦い、ジョージ王の戦い、七年戦争期には、NYは私掠業の中心地)投機的冒険というものの、成功すれば巨利をえることができた(その利一〇〇%でも、異常とは思われないほどであった)。ただし七年戦争期の私掠業は、これに従事する船が多すぎたため、その利益は小であらざるをえなかったし、また、運・不運が成功の最大要因のため、地位と富の優れた大商人のみが有利とは限らなかった。ともかく、大艦装費の負担と大危険度を分散すべく大抵船は分有されたが、ワットの分有権をもつ七年戦争期の最初の三隻の船は、私掠船としては利益よりも損失を彼にもたらした(ただしそのうち二隻の船は、機会があれば私掠業に従事したが、なければ正規の交易に従事したらしい)。しかし七年戦争末に分有した私掠船は、よ一一、三

五五の利益を挙げた。最終的な彼の損得勘算は、資料が不十分なため決定できないが、推測すれば結局私掠業では彼は赤字であったと考えられる。³⁰⁾

〈土地経営・投資〉 第二に土地も重要な事業対象であった。一七六〇年半ばまでのフランスの排除とインディアン問題の鎮静化によって、土地投資の機は熟した(野原を購入し、賃貸借ないし売却によって利益を挙げんとする)。ワットは、初め辺境地での土地投資を好まなかったが、将来の姻戚W・ジョンソン(William Johnson)の辺境領地を訪ねてその急発展に驚歎し、また一七四三年に購入していたノサンプトン特許地を慮んばかつて(その土地権原が不明瞭なため、近隣地主から挑戦されており、また、免役地代未納のかどで当局が競売する恐れがあった。ためにこの地について常に注意が必要であった。さらに、革命前の年間にこの辺の土地の売却が困難となったので、農民を誘致する必要があった)、心を変え、七二二ころハドソン河とジョージ湖の間の土地三〇〇〇エーカーを購入した(ただし、七九年までに手放した)。

そもそもワットは、五二〇六一年にウエストチェスター郡の計一七〇六エーカーの土地を購入したほか、N Y市、オルバニー・ダッチェズ両郡でも土地を所有したが、最重要所有地は妻の母からの遺産であるコートラントマナの領地であった(これらの土地の価格は、七九年段階で平均一エーカー宛約\$二五)。ワットは、これら所有地を注意深く管理し、継続的利益を実現する一方、テナントに改良を要求した(ただし改良分は、テナントの財産となる)。現存のワットの賃貸借契約書によれば、七三年のダッチェズ郡での一例では、賃貸期間七年、地代年額£一五、植え付け作物量の一定の制限、許可なき開拓禁止という条件であり、また六一年のローズヒルの場合では、賃貸期間一四年半(これは七年に更新され、さらに一四年間となる)、地代年額£三六〇S.六d.七(七五年からは、£四三S.一〇)、防柵設置、公課支払いを義務とし、許可なき筏材の禁止という条件であった。要するにワットは、辺境地への投資を好まなかったが、自有の既開拓地の改良による価格上昇と長期所有による収益を望んだのであり、また、彼の亡命による邦の没収にもかかわらず、息子たちによって買い戻されたのであった。³¹⁾

〈金融業〉 第三に、金融業は重要な事業であった。通常貸し付け期間は五年以下、年利は五〜七%で、担保は土地などであった。ワットの本国L補償委員会への報告では、アメリカ人に彼は£一七、〇〇〇以上を貸した。しかしその大半は、革命による担保地の没収などのため無に帰した。³²⁾

〈公債等の保有〉 第四に、本国政府発行公債類も好ましい投資対象であった。本国国債は安全で配当金が保障され、かつ、値上がりす

れば特別の利益があるので好まれたが、ワットは、三%利付き統合債約£4、500を死ぬまで保有した（もうかったかどうかは不明）。また、インディアン年金債は四・五%の配当金があり、五〇〇八九年に額面以下の価格になることはなかったので有利であったが、ワットは晩年になおその£1050を保有していた。しかし、これらの債券の本国での価格は絶えず流動し、本国から遠く離れているアメリカ人は、市況の動きを知りえないため、ロンドンのブローカーに依存せざるをえなかったのである。³³

それはともかくワットは、本国経済がアメリカ経済より進んでいることを理由に、政治上にせよ、実業上にせよ、本国人に劣等感を持ち、それが一要因となって結局Lとなったともいえるであろう。なお彼は、法律業と商業がワット家の選択すべき二つの道であるが、前者に従う人は多すぎるから、後者こそ未来を保障する唯一の道であると主張し、子孫が自分同様後者を継続することを切望したといわれている。³⁴

三 文化・社会領域

〈動機〉 革命前NYでは、政治・宗教の分野で複数のFが激しく抗争したが、反面どの派もしばしば文化上・社会上の向上では一致して努力した。ワットも同じ志をもち、NYは文化・社会施設では他植民地に遅れていると考え、また、自家が健全で洗練された社会環境のなかで生活・繁栄してほしいと希望して、文化上・社会上の向上に尽力した。

〈NYの状況〉 十八世紀半ばまでのNY市は、確かにその人口成長（ボストンをぬき、フィラデルフィアについて第二位）にもかかわらず、文化・社会的名声では姉妹都市（フィラデルフィア、ボストン）に遅れをとった（公私建造物、道路など）。(1)道路整備は市民への賦役に依存した（金持ちは、代理を出すなどして労役を忌避）ため、苦役は貧民の肩にかかり階級反目を醸成した。その上、公共施設的设计・建設・維持の点で、他都市に劣っていた（ドック管理・維持が請負制で、請負業者は義務履行に怠慢なため不衛生。消防・警察・上下水道・道路清掃市当局の経費出し惜しみのため欠陥大）。(2)またエリートは、人道的・博愛的貢献を義務とは感じなかった。イギリス領となって以後、貧困者・孤児・身体障害者救済は当局の責任であったが（オランダ領時代には、教会の責務とされた）、募金の集まりは悪く、救貧税収入は不十分で担当役人は困惑した。けだし、人種と宗教の多様性のゆえに慈善心はにぶらされ、教区委員は貧しい来住者を他地へ追っばらおうとしたほどで

あったのである。(3)さらにエリートは、芸術・教育での後援者としても、ほとんど期待に応じることはなかった。³⁵⁾

しかし世紀半ばころ、経済繁栄とともに急速で重大な変化が起こった。先には公德心に欠けたエリートも社会的責務に目覚め、いわゆる「田舎の首都への急変」——「文化上の離陸」がみられた。³⁶⁾

十八世紀第三・四半期にN Y市の物質的景観は顕著に改善され(新築の市役所・牢獄・キングズ大の建物・諸教会や清潔でエレガントな道路、およびきれいで豪華な新築民家。その上、ドックの拡張と増設。さらに水道システムの改良)、また公衆衛生も、著しく改善された(汚い水たまりを干し、波止場や道路を清掃した——自宅前道路の美化を怠ったものは処罰された)。この際ワットは、市レベルでは自己の居住区(南区)課税額評価役の地位のみしか保持していなかったため、私人として右の改善事業に貢献、人々から「町のリーダー」と認められた公共奉仕の心の厚い紳士であったが、さらに彼は、数人の商人仲間とともに寄金を集め、ブロード街に取引所を建設することを提案、市参事会を動かして一〇〇を投せさせた。同取引所は、一七五二年に完成(九九年解体)したが、それは商人その他住民の集会所として役立った。³⁷⁾

〈慈善〉 同じころワットは、慈善家としても評判をえた。すなわち、一七五二年一月の代議会会員初当選を祝って彼は、最貧困家族たちに£七〇を分与した。(N Y市選出代議会会員は通常、手当を市当局に寄付したが、ワットはそれにくわえてこうしたのである——当時の一新聞は、エリートの模範として称えた)。さらにワットは、聖アンドリエ協会(スコットランド系エリートの寄金で運営、同系貧民の雇用促進、老令者・虚弱者への年金支給を実施)の創設者・幹事(とくに七〇一七一年は会長)となった。³⁸⁾

〈高等教育〉 ワットはまた、高等教育の重要性を力説した。元来この地は商業による利益のため実地訓練を優先させ、教養の修得を軽視したので、有識者はこれを嘆いていた。蓄財は最終目的——地位の獲得の手段にすぎないとしたワットは、この嘆きに同調、自己の子弟への教育に配慮し、教育への相応の出費はやむなしとした。しかしN Y人にとっては、本国や近くのイエール大学へ子弟をやることは、愛郷的・宗教的・経済的見地から好ましくなかった。こうしてN Yに大学(キングズ大学)を建てることが望まれたわけだが、その際、宗派間、政治F間に対立(この問題とファミリー・ポリティックス(以後F Pと略記)の関係については、別に触れたのでここでは省略する)³⁹⁾が発生、DL派で英国国教徒、しかも初代学長(監督派神学者)が友人であったワットは、同大学理事を務めて対立の調停に努力した。彼は、オランダ改革派教会グループの支持を得ることに失敗したが、結局五六年末紛争は解決され、キングズ大は充足し、ワットら保守的商人・政治家は、

同大学がよき公僕の育成、N Y市の文化上の向上を達成してくれると期待した。しかもそれは、現実のものとなった(卒業生から著名な法曹家、政治家、実業家が輩出—このころから牧師に代わって法曹家が知的リーダーとなった)。ワットは、終始(五六〜七五)理事として同大学を支持、青年に徳育(ワットは、N Yの繁栄に比例した青年の墮落に心痛していた)を施す同大学の社会への貢献を多とした。^⑩

〈子弟の教育〉 ここでワットの子弟教育に触れておこう。彼は二人の息子をキングズ大に入れたが、二人ともきびしい学生生活に当時の青年としては例外的に耐え、修士号をえて卒業した。もっともそれは、初代学長が、名門で友人の子弟であるがゆえに特別に目をかけた賜でもあった。(1)その後ワットは、長男に自己の事務所で職業を仕込み、さらに本国で実務を学ばしめた。くわえてワットは、当時子弟の訓練に適当な人が少なく、また、自分自身もいくらかの彼への教育依頼を断わらねばならなかったにもかかわらず、本国軍補給請負業者M・フランク(本稿八頁)の甥を預って職業訓練した(ワットは、この甥を会計事務になお未熟だが、数字に明るい将来性ある人物と評している)。^⑪

(2)ワットは、有害として医学を、また、欺瞞によって金を搾取するとして法学(ワットは、政敵に卓越した法曹の士が多かった点および悪徳弁護士が、故意に裁判を長引かせ、不必要な時間と金銭を奪う点から、法律家を嫌った)を蔑視した。ところが彼の次男は法曹の道を選び(法律が複雑化し、訴訟が増加するにつれ、家族の一員が法律家になることは悪いことではなかった)、法律家デュエーン(James Duane)の下で学んだのち、その推薦で弁護士資格を獲得(一七七〇)、さらに本國法曹学院に留学(ワットは、政治上の恩師J・DLが二年間学んだリンコルン学院を最も望ましいとし、事実次男はそこに学んだが、反面ワットは、ロンドンでの生活が若人を墮落せしめるとして忠告した)、くわえてヨーロッパに旅行(祖父S・DL生誕地を含む)したが、いずれの場合も父ワットは助言と金銭的支援を惜しまなかった。^⑫

(3)大学へも入らず、商人ともならなかった三男(Stephen)は、J・ジョンソンのL連隊に参加、戦傷したのち本國で恩給生活を送ったが、ワットは彼に心を悩まし、とくに彼の精神的欠陥を心配したといわれている。^⑬

(4)十八世紀女性の幸福は、教育より夫次第であった。最も才媛の三女(Lの夫とともに、カナダに亡命)と長女は富裕エリートを夫とし、父ワットはその将来を煩う必要はなかったが、次女はその夫がLで財産を没収されて(ただし、夫とともにアメリカにとどまる)、また四女(Margaret)は夫が早死して、父ワットの悩みの種となった。ワットは男の子をもつにしくはないと述懐している。^⑭

(5)亡命後ワットは、在英外孫の教育が金がかかる無益なものとは非難したが、それは本國の教育への批判であるとともに、本國への失望を

示すものであった。実際、国王への忠誠は自動的にイギリスへの愛着とはならなかったものであり、ワットにとっては、NYとロンドンを比較すれば、前者が好ましいのであった(多くのLは、しばしば親アメリカ人であった)。⁴⁵⁾

〔文化・福祉領域〕 話変わって文化・福祉分野に触れると、ワットはNYのこの方面での名声を高める事業に参加した。(1)ワットは、一七五四年NY有名人の集会で、NY住民が無関心との評判を払拭するため設立が提議され、初めは長老派と英国国教派との間でその管理権支配をめぐる争われた図書館協会の第三期(五六年)評議員に当選(この期では国教派が多数―ワットは以後一八回連続当選)、財務を担当、所属党派如何にかかわらず公共の利益に貢献した人々の一人となった。(2)NYでは、最も博愛的な計画さえ党派抗争によってつぶされるのが常であったが、病院協会の場合には、公共心の厚い人々のおかげでこのような抗争は最初から排除された(NYの特徴である党派間の権力抗争も、公共利益のためには時として二の次となったことを示す典例である)。病院協会は、貧民を受け入れ、医学徒の訓練場および医療研究センターとして役立ったが、ワットは初代理事長に選ばれ、それが自家の繁栄に貢献すると考えて、熱心に協会の運営に当たった。⁴⁶⁾

ともあれ、十八世紀半ばまでは、貪欲さと文化・教育・社会的関心の欠如を嘲笑されたNYは、同世紀半ば以後、顕著な改善・向上を成し遂げた。だからこそワットは、亡命後本国に幻滅を感じねばならなかったのかも知れない。

四 アングロアメリカン政治家

〔アングロアメリカニズム〕 自己および自家の経済的・政治的向上を志し、またDL派支配の保障を求めたワットは、DL派と反対派(『リビングストン(以後Lと略記)派』との議会支配およびそれによる総督との友好確保をめぐる激しい争いの時期に、政界にデビューした。しかしワットなどのDL派の人々は、自利、派利のため政治に関心をもちたとはいえず、イデオロギイが欠如したわけではない。彼らは、エリート支配こそ正常社会に不可欠とした。が同時にワットは、DL派が彼の信念(トーリイ、反民主、アングロアメリカニズム(以後AA主義と略記))から逸脱したり、自利が同派の利益と矛盾するときには慎重に自主的路線をとった。彼の立場は、植民地の自治と本国の主権の両立(AA主義)であり、彼は、これこそが官職や実業上の契約を入手して家名・家産を向上せしめると同時に、DL派の支配を確保する道

と考えたのであった。^{④7}

〈市レベルでの公職〉 ワットは、一七四九年南区課税額評価役に当選（当時は、市レベルの公職が、植民地レベル高官への登竜門）したが、さらに昇進するチャンス到来と考えて、二期勤めただけでその職を辞した。^{④8}

〈代議会会員〉 ところで、一七四六年以後のJ・DL（代理総督を勤めたのは、一七五三―五五、五七―六〇）とクリントン総督（George Clinton 在任一七四三―五三）との対抗関係については、べつの論文で触れたのでここでは省略するが、前者は、総督の勢力を凌ぎつつあった代議会での影響力を増大し、代議会で有効な後者への反対運動を展開した。また、妹の夫P・ワレン海将の恩顧で代理総督職をえた（一七四八）前者は、ワレンの死後も富・才能・コネ・植民地高官職（最高裁長官など）への就任のおかげでNYの法王になぞえられる高位を入手、後者の勢力を凌駕し、四つのNY市選出代議会会員の席はしばしばDL派の独占するところとなった。前者の知遇をえたワットは、五一年の補選ではDL派の指令で立候補を見送ったものの、五二年に当選（一七八―この代議会は、本国が国王大権をふみにじったと評したほどの力をもった）、七年戦争のための人と金を調達する問題、マサチューセッツ総督シャリーイ（William Shirley 在任一七四一―四五、五三―五六）による軍補給契約からのDL一門の排斥に端を発したシャリーイとJ・DLの憎み合いなどに当って、後者を支援した。^{④9}

それはともかく、DL派の政敵にして史家スミスの説（スミスは、一七五三年に始まる代議会で一二人の代議会会員がDL派で、常にJ・DL派を支持し、残りの一五人は、Lマナからの一人を除きDL派の手先とみなした）の誤りは、現存する一七五三―五六年の代議会議事録を分析すれば明白である。すなわち、ワット（一貫してJ・DLを支持）が参加した二〇回の採決（うち、軍への人ないし金を補給する問題についてが二回、キングズ大問題についてが六回）で、特定代議会会員がワットと同じ態度を示したパーセントは「第一表」のとおりである。要するに議事録によれば、勢力が結抗する二大Fが代議会の支配を争ったことは確かであるが、特定代議会会員が常に同一のFを支持したとは限らなかったのである。^{⑤0}

一七七五年七月、NY市郡選出代議会会員（四人——ワットを始め全員DL派）が駐英NY代理人と文通する委員に選出され（元来、議長がこの文通に当たっていたが、彼は同市から不在のことが多いため、このような委員が選出された——この議長は、クリントン総督期にはDL派と提携したが、その後自立した）、この委員たちは代理人へのいわば指令権をもったが、ワットはこの仕事に熱意を示し、英米双方の事情に通じることと

〔第一表〕——(unnecessary のので、一部を除き、姓のみで名を省略)

Cruger	100%	Nicoll	75%	Cornell	17%
Richards	100%	Walton	73%	Miller	17%
Peter D.L. Sr.	93%	Beekman	71%	Vander Vier	15%
Verplanck	93%	Van Rensselaer		Myndertse	12%
Philipse	81%			Snediker	11%
Filkin	80%	Winne	32%	De Pue	11%
Thomas	80%	Capt. Walton	22%	Jansen	10%
Le Count	79%	Douw	21%	Robert L. Jr.	7%
Gale	78%	Lott	21%	Jones(議長)	0%

註 当時の代議会会員数はワットを含めて二十七人。ただし、特定代議会会員が二〇回の採決に皆出席したとは限らない。どれかに欠席した場合がある。

なった。しかも、代議会会員をやめた後も、この委員会の活動に留意し、対英危機に当って同委員会が適切な支持を与えていない点を批判した。^{⑤③}

〈参議会会員〉 十八世紀第二・四半期に参議会が力を失い、代議会が力をもつようになったが、前者は、多様な階層から構成される後者と違って富裕なエリート(平均£二〇、〇〇〇以上の所有者)に支配されていた。ワットは、数点で前者に失望していたが、上流社会での自己の地位確保のためにその会員となることを希望し(ただし、イギリス一辺倒となることなしにA A気質を堅持)、五六年一二月総督から本国への彼の任命の推挙をえた。ただし彼は、政敵スミスの策謀(ワットの任命を口実に、両院議員の兼任をあるL派議員に可能にしようとしたこと)に配慮して就任を延期し、自己の代議会会員任期切れ(五八年)を待つて(反対派の勢力が伸び、ワットの再選は困難の状況でもあった)参議会会員に就任した(五八年六月く七六年)。民衆を軽蔑しその信頼をもたないワットにとって参議会は、権力保持のための避難所であったともいえるかも知れない。^{⑤④}

〈J・DL後継者問題〉 とはいえワットは、一層の昇進を希望した(J・DLにならない代理総督を希望)。実際、J・DL(六〇年死亡)の後継者は肉親に適任者がいなかった(弟オリバーは、野心をもったが才能に欠け、他の弟ピーターは、領地経営に熱中してその気がなく、子ゼー

ムズ (Ca Pt. James) はなお若くて未知数の人であった。ため、ワットが同派党首となってもおかしくはなかった。しかし、J・DLとDL派が昇りゆく太陽のように上昇することができたのは、参議会会員の地位ではなく、最高裁長官職をテコとしてであったことを、彼の後継者を目ざす人々は気付かなかつた（オリバーは、姉の夫ワレンのとりなしを期待して自薦したが、粗暴との世評のため実現せず、ワット自身は、当時のPSを熟知していたが、参議会会員職のみに頼りすぎて不成功）。ともあれ、本国も地元も参議会の機能如何に無関心なため、同会の欠員補充は迅速さを欠き、また同会会員の出席率も悪く、公務は停滞したのでワットは、同会に失望、税関吏に転職しようとしたほどであった（六五年—同会のこの状態は、六〇年代後半、NY市ないし周辺住民が会員に補充されてから変化し、出席率はよくなった）。

（六五年—同会のこの状態は、六〇年代後半、NY市ないし周辺住民が会員に補充されてから変化し、出席率はよくなった）。

へワットとコールデン　さて結局、参議会議長コールデン (Cadwallader Colden) がJ・DLの後任となつた（六〇—六一臨時代理総督。六一—六二、六三—六五、六九—七〇、七四—七五代理総督）が、彼は、本国での名声をえるために国王への奉仕に全力を尽し、党派抗争に超然としようとしたので、ワットはそのやり方は植民地の自由と平和を危うくすると非難した。にもかかわらず、相談役の必要なコールデンは、ワットを信頼（他方ワットは、人間性への洞察力のないコールデンをつまらない役人とみなしたが、両者は法律家嫌いの点では意見一致し、とくに次の二つの問題で、ワットと相まみえることとなつた）。

(1) 臨時代理総督時の俸給問題　六一一年一〇月着任した正式総督モンクトンがコールデンにこの俸給の半分をよこせと求めたとき（コールデンが偽善者とみなしたワットの政敵スミスがモンクトンの代弁者）、後者は前者の知己と考えられるワットに相談、ワットはこの相談を受諾する一方、モンクトンの弁護士のようにもふるまつた。けだしワットは、モンクトンの恩恵を求めた政敵スミスをやつつけると同時に、正式総督にもコールデンにも自己を売り付けようとしたのだと思われる。従つて、スミスがいったように単純に、ワットをコールデンの友人とするのは、誤りといわなければならない。

(2) 司法独立問題　コールデンがアメリカ裁判所の自主性を縮小することで国王大権を拡充しようと企てたため、参議会を始めとする全NYは困惑した。①最高裁判事任期問題（六〇—六二）——J・DL以来判事の任期は、「過失なき限り」生涯であつた（それまでは、「国王の思召し」の間であつた）が、コールデンは国王交代の機に（交代時、全役人への任命状が更新されるのがルール）、もとの「思召し」に変更しようとし、大抵のNY人（とくに法曹界と議会）からイギリス臣民の権利侵害と非難された。時の長官は辞任をほのめかしたが、ワットも、モ

ンクトン自身は「過失なき限り」でよいとしているから、混乱の責任はコールデンにあると批判するとともに、AA世界に不必要な分裂を結果すると嘆いた。しかし結局、六二年ジョンズ(Thomas Jones)ほか一名が「思し召し」の条件で判事職を受諾したとき、少なくとも表面上は紛争が終わったこととなった。④行政部への上訴問題(六三―六六)――次にコールデンは、一定金額以上の訴訟における下級裁の判決を総督―参議会上訴することを制限する慣行を無効にしようとして(これは、判事任期問題と違って広範な階層の人々から抗議された)、ある事件の審理記録を行政部へ再審のために引き渡すことを命じ、そのような上訴は陪審制度の根幹を危うくするとの不満を醸成した(ワットは、上訴は陪審ないし裁判の効用を破壊するとし、また、コールデンはアメリカの自由有害であるのみならず、自己の野心と虚栄を満足させる行動をとっている。上訴容認を明示していない国王の総督への訓令の歪曲であるとして、コールデン支持を拒否した)。六五年一月、コールデンが熱弁をふるって自己の法律の熟達ぶりを誇示したときワットは、「彼の議論には(真の)法律も、先例も全く含まれていない」と評した。このときワットは、公平なAAのようなポーズをとったが、植民地人としてのまたは個人的な偏向がみえみえで、「コールデンが自分たちを冷遇する以上、代理総督に反抗せざるをえない」と主張したわけである。結局、コールデンの計画は本国の容認をえられず、他方、元来は対立したワットとスマスがこの場合には意見一致した。またワットは、この紛争は対英危機の深化という時期にコールデンのせいで勃発したものであり、この行政部への民衆の怒りが印紙条例一揆の主因であるとし、コールデンはNYでは一人の友もたないと喝破した。六七年春ロンドンでコールデンを免罪にする小冊子が公刊され、NY両院が真相究明合同委員会を設立したとき、スマスらとともに参議会を代表したワットは、この小冊子はいんちきと非難したが、他方コールデンは、「ワットとスマスが、自分(＝コールデン)が全NY人に嫌われていると本国政府に信じこませた」と不満を表明した。³⁹⁾

ワットは、五〇年代にDL派の典例、六〇年代に党首に擬せられ、自己およびワット家の将来の繁栄を根拠あるものとした。しかし、より高官となるのは、党への忠誠でなくロンドンの意向であることを知ったとき、ワットのDL派のための政争参加の熱は冷めた。とはいえ、対英抗争が同時に植民地内エリート支配への挑戦を意味したときワットは、AA主義を固執しつつ、党の方針に従うことがいよいよ困難となった。すなわち、民衆を嫌ってあくまでエリート支配を是とするワットは、NYでなく本国に希望を託すはかなくなっていくのであった。

五 アングロアメリカン政治家の悲哀

〈失意のAA〉 ワットは、七年戦争後の本国の政策に反対であったが、組織的抵抗運動はAA主義を傷つけ、街頭デモは民衆を覚醒させるがゆえに、過激で公然たる本国への抗議に参加することを拒否したばかりか、騒ぎが、エリートへの投票のときのほか政治上無告であるべき人々を含むまでに拡大するにつれて、いよいよ無口となった。さらに急進派が、ワットを腐敗した大臣と同一視して非難したとき、レキシントンの戦いの二週間後NYから逃亡したが、それに先行する時期の彼の政治生活は、より高くより有利な公職への望みが充足されなかったことを特徴とした。AA的調和の構想は、民衆の台頭によって植民地政治・社会が崩壊したがゆえに色あせたわけである。しかし亡命後ワットは、腐敗・無能率な本国政治に幻滅を感じるようになるのであった。^⑩

〈ワットと砂糖・通貨・印紙条例〉 七年戦争後の本国による重商主義強化へのワットの反応は、好戦的ホイッグのそれに近似した。

(1)ワットは、砂糖・通貨条例の商業に対する拘束をみぬき、AA経済への大被害を予言、本国下院への商人の建白書(六四年三月、砂糖条例の悪影響を説明)を支持した。だが反面彼は、タイムリイでないことを恐れた。また彼は、条例は結局本国経済と英米関係を損なうとし、アメリカの一時的節約を余儀なくする英米交易不振は、アメリカ内の産業振興と本国経済の沈滞を招来し、本国熟練工はアメリカに職を求めざるをえないこととすると予言した(六四年六月)。さらに彼は、コールドンが惹起した憲政原則論争とグレンビル(George Grenville)の収益計画による混乱は、英米関係の新段階を結果し、そして七年戦争の勝利は植民地のより拘束化をもたらした(本国によるカナダからのフランス排除は、本国のアメリカ重視を軽減せしめ、本国は植民地をより拘束した)と主張した(六四年春)。^⑪

(2)ワットは、印紙条例は英米関係を悪化させる。自分は植民地の反対を支持するとし(ただし、デモではなく、植民地議会の請願による反対を支持)、国王大権の拡大解釈はアメリカ人を奴隷化すると警告(六五年二月)、アメリカの反対運動に好意をもつ本国議会議員に感謝した(同年春)ほか、軍隊宿営条例の結果は明白であり、NY人に、それは妻や娘を本国軍の餌食にさせるとの不安感をもたらすと主張した(これはワットの誤解で、この条例は本国軍兵士の私宅宿泊を命じていなかった——さすがのワットも、理性が感情に勝てなかったのであろう)。ともあれ、印

紙条例施行日（六五年二月一日）が近づいたが、経済不況がNY人の不安を倍化した。条例にも、民衆の暴力にも反対のワットは、板ばさみを感じたが、民衆の圧力がポストンでもNYでも印紙売捌き人の辞任を余儀なくした状況下で、参議会会員で富裕な彼自身が怒れる民衆の暴力の対象となると懸念した。義理の甥のP・DL (Peter DeLancey Jr.) に売捌き人職の受託は生命の危険があるぞと忠告したのは、このころである。今や、曾ては金と地位をもたらしてくれたAA路線は、苦境しか招来しなかったのである。ともかく未曾有の騒ぎが発生した。ここにおいて、コールドンを嫌うNY人は、新総督モア (Sir Henry Moore 在任一七六五―一六九) の着任を渴望したが、ワットは、モアのジャマイカでの代理総督期の国王大権拡大のやり方がNYの混乱を却って拡大させるとして（実際は、ワットの誤解）、モアの総督任命に反対した。一方ワットは、コールドンによる暴徒への武力誇示が逆に民衆をより興奮させること、およびNYの新聞による民衆煽動を懸念した。⁶²⁾

(3)とところで、印紙条例に反対する会議（六五年一〇月）へのNY代表の一人であったワットは、結局会議がエリートに支配され、保守的路線（会議の決議は、条例の非合憲性と経済的悪影響のみを強調した）を採択したことを善しとしたが、参議会会員として国王への忠誠を宣誓させられていたことを理由に、暴徒が自己の身体・財産を損傷する可能性があると恐れて、コールドンが印紙問題の処置を諮問するために開催した参議会を欠席し（他の多くの参議会会員も同じ）たばかりか、第一回非輸入協定結成のための会合（六五年一〇月三一日）にも欠席する一方、その夜以後の民衆の騒擾をアナーキ寸前と評し、味をしめた暴徒のためNY市は崩壊すると考え、AA主義の再構築を希求した。すなわち彼は、彼のコネを通じての本国への働きかけが無に帰し、また、植民地が本国政府の手に負えなくなったことが明白となるに至って、「英米間の緊密な結び目の分解」を推定するとともに、英米関係の変化を指摘、本国が植民地の増大しつつある力にふさわしい処遇を約束するような新しい関係の確立を願った。他方ワットは、父と同名のJ・DLのコールドンやO・DLが不心議にも暴徒を容認（実はこのため、DL派と多くの人々は、暴徒の暴力から免れた）したのと違って、対英危機に当たっての暴力を非難し、大衆による暴行は富裕で高位の人々への不当脅迫であるとみなした。⁶³⁾

(4)ワットによれば、六六年初めの平穩は、モア新総督が参議会の忠告に従って本国の再指令まで印紙の使用を留保すると決定したおかげであった。一方ワットは、グレンビル首相を一日一個しか卵を生まない鶏に不満で、一度に卵全部をえようとしてこれを殺した老婆になぞ

らえて批判する反面、ピット (William Pitt) をアメリカの支持者と賞讃したが、彼の予測どおり、商業不振と失業増大に悩んだ本国商工業者の圧力で、六六年初めから本国議会は印紙条例取り消し (取り消し条例成立は、六六年三月一八日) の動きを示し、ために植民地諸都市での騒ぎも鎮静化した。⁶⁴⁾

〈ワットと農民一揆〉 それはさておき、十八世紀中葉の農民騒動については筆者の別稿⁶⁵⁾にゆずるが、ワットは、一七六六年の反徒を裁き、指導者プレンダーガスト (William Prendergast) に死刑を宣告した巡回裁判事の一人であったが、テナントの再蜂起を恐れて、プレンダーガストは無学で軽卒な輩だが優れた性格をもつと評し、総督に恩赦を要請した。ともあれワットは、都市および農村の騒擾は民衆によるエリートへの嫌悪に起因することを認識、また、都市民衆も農村民衆も、ともに既成秩序の打倒を目ざしたことに驚愕した。ここにおいて彼は、テナントをLとする鍵は、その自作農化の欲望をどうするかにかかっていると喝破した。⁶⁶⁾

〈ワットとタウンゼンド条例〉 さて本国議会は、NY議会立法権停止条例の採択 (六七年七月) によってNYを懲罰したが、ワットは、次のターゲットはそちらだとマサチューセッツに警告した。一方彼は、本国に不満をもちつつ、駐米本国軍に糧秣 (六七年まで) や資金を提供してもうけつづけた (七五年に至る)。こうしてやがてタウンゼンド条例 (六七年) 歳入条例と関税徴収条例) が制定されたときワットは、新聞による対英抵抗の煽動を非難する一方、NYには他植民地と違い、穏健志向が成長していると観察した (ただし、富裕者として、農民蜂起のときにいだいた懸念を忘れなかった)。この観察どおり、NYの抵抗は請願という穏健路線をとったが (六六年一月二八日、不満な二七人の商人が紙幣発行と西インド交易の制約緩和を商務院に請願)、ワットは、DL派の請願支持に賛同する反面、請願への署名にくわわらず、さらに、同派が本国の政策への民衆の反対にますますかかわったとき、同派の集会に出席しなかった。くわえて彼は、グレンビルの政策への対応として自給自足を成し遂げるべく設立された『技術・農業・経済振興会』の指導部にもくわわらず、また、タウンゼンド条例によって通貨不足が倍化したとき、交易振興のために設立 (六八年四月) された商業会議所の創設メンバー (二四人) にもならなかった。ただし、急進派が抗議組織を独占的に支配したわけではなかったけれども、ワットは、国王への忠誠のためではなくて、より高く、よりもうかる官職 (代理総督職) 入手を望んだがゆえに、本国の恩恵を失わない程度の慎重な抵抗に甘んじたのであった。⁶⁷⁾

一七六八・六九年の代議会会員選挙) ところで、FPは一七六八・六九年の代議会選挙で絶頂に達したが、キャプテンJ・DL (彼

は、印紙条例騒動で民衆の人気を博し、他方、亡父の作り上げた結束を修復した)を党首としたDL派は(六〇年以来このときまで、實際上頭首不在)、L派がDL派への反対諸勢力を結集し損ったためのほか、DL派の民衆への影響力によって(ただしワットは、勝利は、とくに六九年のそれは、民衆のDL派への投票のおかげでなく、旧友とりわけ富裕者のDL派への忠誠のおかげだとの見解をもったが、それは当時の政治的実情に適合しない)勝利した。^⑩

へ一七七〇〜七三年) さてスミスによれば、七〇年ころ以後ワットは、難問への判断を回避して参議会への出席をしぶった(とくに、DL派の勢力が甚だしく低下した七三年以後にはめったに出席しなかった)。それは、彼の、恒久的な高位でもうかる地位獲得と子息の官職入手への熱望ゆえに、DL派よりも総督への自己自身の影響力に依存したからであった。こうしてワットは、土地問題(ワットは、諸トラブルが伴うことを理由に、総督がさらに土地を特定エリートに交付することに反対して、オリバーと意見が対立)や巡回裁判所判事の民事裁判所判事への任命問題(ワットは、トライオン総督(William Tryon 在任一七七一―七四、七五―八〇)の恩恵を期待して、総督のこのような任命提案を支持したが、オリバーは、法律家の権限拡大と反対、ワットをを苦境に追いこんだ)でオリバーと対立した。今やワットにとっては、DL派との緊密な関係は、利益をもたらすよりも負担となってしまうたのである(DL派の分裂)。またワットは、コールデンが代理総督に再任されたことに不満であった。ただし彼は、眼前の小利に惑わされるコールデンよりも、自分こそがこの魅力ある有利な職に就くべきだと考えたからである。さてその後、七〇年夏から七三年の茶条例による騒ぎまでのいわゆる平穩期には、FPが再び開花し、自由の息子や下層階級の勢い低下とともにAA主義の甦りが期待されたが(ただし急進派は、対英危機再開まで地下に潜伏したにすぎない)、この間、次のダンモア総督(John Murray, Earl of Dunmore 在任一七七〇―七二)はワットを首相のように遇したので、後者は前者に圧力をかけることができた。またさらにその次のトライオン総督は、党派抗争に巻き込まれまいとした一方、DL派(ワットを含む)に勅令に反した紙幣発行を余儀なくされて解任の危機に追い込まれそうになったにもかかわらず、ワットを重視して(ワットが欠席した参議会での土地問題討議を延期したのは、その例)、その助言を求めた。ただしトライオンや当時のいくらかのエリートは、ワットを「よい思いつきをするが、論理性に欠く」、「賢いが未熟な思索家で哲人とはいえない」などと評価した。それはともかく七三年早春には、DL派は、優れた党首を欠き、また民衆の人気を失ったために衰退せざるをえなかった。^⑪

へワットと茶条例および開戦〉 さて対英危機は深化する。(1)茶条例による騒ぎは筆者の別稿にゆづるが、急進派が総督と参議会を抹殺することによって茶の陸揚げを阻止すべしと示唆したのに対してワットは、茶を陸揚げして安全に保管すべしと主張した。やがて民衆の圧力で、総督と参議会が茶売捌き人をして茶船船長に本国への引き帰えしを示唆させ、一茶船は空しく本国へ出航、もう一隻は民衆によって積荷の茶を海に投ぜられた(七四年四月二三日)が、茶条例による興奮が治まる暇もなく、強圧諸条例パスの報が到着した(七四年五月一日)。^⑭

(2)強圧諸条例や開戦当時をめぐる事情も別稿にゆづるが、前者に対してワットは、本国の無神経ぶりを訝った。さてNYでは、以後非法なNY市委員会(五人↓六〇人↓一〇〇人委)が設立され、対英闘争をめぐるDL派と自由の息子と提携したL派とが対立したが、DL派は次第に世論の支持を失い、委員会での勢力を減退させていった。^⑮ワットは、エリートが対英運動で主導権を掌握している限り、暴徒による暴行は避けられ、冷静な話し合いがなされようと指摘する一方、本国反対組織への参加がマイナスと考えてオリバーによる自由の息子との連合会議への参加の勧誘を固辞した。ただし、トライオン総督は帰英予定日の二日前(七四年四月四日)、ワットの次男をNY市・郡記録官に任命してワット家に好意を示し、また、コールドンの老齢による引退の噂が立ち、家業を長男に譲ったワットが代理総督になる希望が濃くなっていったからである(コールドンの変心で、ワットの就任は実現せず)。ここに及んで急進派は、ワットを最も挑戦的なトーリーの一人と数えるに至ったのである。そもそもワットたち一部エリートが親英であるとの噂は、七四年ころからの本国のP付与によって高まっていた。これに対してワットは、対英抵抗組織に故意に参加せず、また民衆を時々宥めた。しかし彼が、駐米本国軍へ資金や糧秣提供を拒否することはアメリカの運動に有害であり、大陸会議が駐ボストン本国軍への資金提供停止を決議する状況下では、ワットへの噂を否定することは困難であった。七五年二月『NYジャーナル』誌は、本国政府がワットらに賄賂を送ったとのロンドン情報を報じた。一方七五年四月ロンドンのある新聞は、NYの内部対立の存在と、ジョージ三世乗馬像の除幕式で総督やエリートが乾盃して祝い、民衆のやじに直面したことを報じた。アメリカの内部分裂と、ワットへの親英レッテルは、否定できない次第であった。^⑯

(3)レキシントンの戦いの報で、NY市はアナキーに陥ったが、シアズ(Isaac Sears)ら急進派は、ボストン本国軍宛の糧秣を積んだ船を襲い積荷を強制的におろした。まさにワットは、シアズらの主敵であった。市吏(ジョンJr.を含む)は、暴行に対して傍観的であるほか自分たちには何の権力もないと考え、トーリーへの共鳴容疑者は、正規政府の崩壊の結末を心痛した。そのころ、「イギリス首相ノース卿(Frederick North)

が、各植民地間の交易を禁止して植民地の団結を阻止しようとしている」と報じ、かつ「ワットらDL派が、本国政府が北部および南部への攻撃拠点となるNYを確保すべく、NYへ本国軍を派遣するよう要請した」と非難した、フィラデルフィア紙（七五年四月二日付で、三月三日付在ロンドンのワットの政敵からの手紙がニュースソース）の報道に基づくビラがまかれ、しかも、そのビラはNY住民の善処を求めた。ここにおいてNY民衆は、激怒してDL派の即時処刑を策し、民衆の裏切り者処刑の意志はとどめえない状況となり、トリーイは逼塞せざるをえず、その多くはNY市からの逃亡を余儀なくされた。一方暴行を恐れたワットは、本国の計画への参与を否定する宣誓を公にし、また、大陸会議の決定遵守を誓った協定（私有財産不可侵・秩序維持も記載）にしぶしぶ署名した（七五年四月）。生命の危険のため彼は、従来の自己の方針（本国の政策に反対であるが、昇進を願うため態度を明らかにせず、またDL派でありながら、そのため時には独自の道をとるやり方）から逸脱せざるをえなかったのである（AA主義の崩壊）^{①⑦}。

〈亡命〉 七五年五月、代議会は停会とされ（ワットの出席した参議会はこの停会をやむなしとし、その旨参議会代表がNY市委員会に通知した）、NY市委員会（領地会議成立後は、領地会議とその公安委員会）が実質上統治の任に当たるに至った。^{①⑧}このころ、本国のアメリカ弾圧計画への参加の噂のみ消しに努めたワットは、スマスによれば、七五年五月四日ロンドンへ出帆予定の郵便船に参議会に通告せずに乗船した。（通知せずというのは、ありそうにない。また、自宅を暴徒に襲われて本国戦艦に逃れ、その後ヨーロッパへ向かったという説もある）。彼は、自分の身が危険であると知り、暴徒に直面することを恐れて、急に亡命を決意した（ただし、彼に選択の自由があれば、あくまでNYにとどまったとも考えられ、何らかの圧力があつたと憶測できないでもなからう）わけである。ともあれ、船は、ワットを乗せてNY港を去った。^{①⑨}

思うに、ワットは彼自身が変わつたためではなく、世の中が変わつたから身の置きどころがなくなつたのである。ところで一体彼は、追放されるべき反逆者なのか。急進派からすれば、彼の時代錯誤のAA主義はまさにそうであつた。しかし、ワット自身の見解では、彼流の公共のため以外何もなく、やましいことは一つもなかつた（逆説的にいって、この見事な老の一徹ぶりに魅力を感じる人がいるかも知れない。だが、だからといって彼を免責してよいのであろうか?）。もちろん彼自身も、六〇年代に、やがて植民地は独立を主張するに至ると察知して、いた。だが、エリート支配こそが正当であり、それは本国の後援でのみ可能という信念をもつた彼は、イギリスびいきのゆえにはなく、いじめられたがゆえに亡命したのであつた。とはいえ、一面、次の議論も成り立つ。すなわち彼は、反逆者のレッテルをはられず、また、本

国軍への補給業に従事していなかったとしても、結局はLとなったであろう。たとえ彼が、当時の状況に照らして、人生の目標や理論を考へぬく余裕をもったとしても、同じ決定を下したであろう。しかも彼は、他のLと異なり、比較的苦悩なしに即時に亡命を決意できたであろう。なぜなら、本国こそ彼の理想の国であり、その後援下にワット家を上昇させ、同時に正義（エリート政治支配）を実現させようとする彼の信念は、当時の状況からすれば、必然的にLの道へと導くからである（実際は、本国を理想とするのも、エリート支配を正義とするのも、彼の空しい夢であったが）。それはともかく彼は、アメリカの友人には、愛する国からいびり出されたと弁明し、本国の友人には、正当な政府への下剋上のゆえに亡命したと告げることができた。こうして彼は、自分はNYも国王も見捨てなかったのだとの自負をもちつづけることができたのである。^⑩

六 イギリスでのアメリカ人亡命者

〈ワットとロンドン〉 七三年六月着英したワットは、その後一四年間、NYに残したものの（家族・財産・友人）について苦悶し、本国での彼の影響力やコネが先細りして、孤立無援を味わうこととなった。彼は、時として、友に実業上の忠告をし、イギリス内閣に示唆するだけしか仕事がほとんどなかったとき、旅行で時間をつぶした。そして七九年、NYで私権を剝奪された（NY邦下院は、英国国教徒と長老派を差別したらしい。ワットを含む前者の多くは私権を剝奪されたが、トーリーでありながら後者のスマスは剝奪されなかった）彼は、帰米が不能となることを悟り、アメリカでの資金の回復と国王からの賠償獲得に専念し、子孫に遺産を残そうとした。そもそも、亡命者ワットへの本国知人・取り引き先の人々の態度は（ワットの病妻は、NYに残ったが、七五年七月死亡）初めこそ親切であったが、やがて彼に冷たかった。他方ワットは、ロンドンの生活の贅沢さ、貧富の不均衡さ、商人・政治家の社会への無関心さにあきれ、L仲間であつて本国の腐敗ぶりを批判した。しかも本国支配階級は、戦争による犠牲を嫌い、ワットをして本国の敗因はその墮落にあると考えさせた。ところでワットは、亡命後も英米いずれか一方を貶すことを拒否して、AA主義を維持しようとし、次のように考えた。すなわち、イギリスの内閣と商人は英米の妥協を欲している一方、その土地所有者は、アメリカのために重税を負担させられていると主張している。しかし実は、植民地も交易を本国のみ

に制限されることによる犠牲を強いられているのである。従つて全体としていえば、英米双方に故意に妥協を不能と宣伝する悪者がおり、彼らこそAA主義の敵である、と。とにかく開戦後のワットは、収益と官職をえるため本国政府に嫌われず、また帰米を可能とし、かつアメリカに残した家族に悪影響をもたらさないように、沈黙を守ることを常とした。しかし、次の場合には、彼の親英姿勢は明白であつた。すなわち、「奴隷状態のNYテナントへの国王の現保有地の自由保有保障声明は、一銭も使わずに六千人の兵士を味方にする事ができる」との「J・ワット」と署名された本国政府への進言がロンドンとペンシルベニアの新聞に掲載され、在NYのワットの友も敵も、思慮分別あるワットらしくないことを理由に、これは偽作だと疑つたが(ワット自身や在英友人からは、何のコメントもなし)、大所領を基として勢力をもつたL派を憎み、テナントの地主への敵意を熟知したワットのいいそうなことであるといわなければならず(ワットはFPを思い出した。従つてこの進言は、彼の人生を台無しにすることを助けたL派への最後の一打であつたといえよう)、この場合は彼の親英ぶりは明白である(ただし、NY邦下院の私権剝奪と右の手紙とは無関係)。それはともかく、終戦までにワットは、NY農村の家は略奪され、焼失させられ、また、彼がずつと保存に努めたNY市の家も焼失し、異国での死を予測して嘆きつつ、帰米をあきらめねばならなかつた。^⑪

〈子孫の行く末〉 話変わつてワットは、彼の援助を期待できない在米家族を思い悩んだ。革命によつて、子供のための彼の計画は台無しとなり、頼むは在米友人であつた。開戦後の三男と四人の娘の行く末は既に触れた(本稿五、一二頁)。長男と次男は本国軍占領下のNY市にとどまつたが、積極的に英米いずれかに組することはなかつた。ワットは、長・次男や三女(在カナダ)からの手紙を待ち望み、三女からの手紙が滞りがちなのを煩つたが、大火や人口の急増による困難があつたとはいえ、七九年以後ワットの知人ロバートソン將軍(James Robertson)が総督となつて支配したNY市に在住した二人の息子は、保護を期待でき、安全であつた。しかしワットは、長男は商業を継続、繁栄できる見込みが立つたものの、政界に志した次男の出世が気になつて、次男に出世のための資金を前渡ししたり、総督に取り入るよう忠告したり、父の亡命が出世の妨げとならないように在米有力者の援助を懇請したりするとともに、スミスによれば、次男がカナダの主席判事職をえるために尽力した(スミスは、ワットが自分の知己をとおして、本国内務大臣に息子の主席判事職への就任を懇願したとしている。しかし、諸般の事情を考えると、それが真実かどうかは、史家によつて判断が分かれる)。要するにワットは、長・次男の国王への忠誠を不明瞭にとどめ、彼らが本国、アメリカいずれを選択しても支障のないように努力したのだといえよう。^⑫

〈ワットの旅行〉 ロンドンの無聊な生活から免れるため、ワットは旅に出、本国農村の友人・親戚を訪ねたり、観光をしたりした。すなわち、七九年七月一〇日ロンドンを出発、本国議員ドルモンド (Adam Drumond) を同伴、スコットランドを旅した(約三ヶ月間。—先祖の地ローズヒルには寄らなかつたが、とくに家畜市場での諸国語の入り乱れた状況に注目した。やがて、ドルモンドと分かれ、ダンモア元総督の客となつたりした)。また彼は、死の直前まで一応歩行できたので夏には各地を歩き廻つたが、八五年二月にはアイルランドを旅した(約五週間)。なおワットは、八四年以後には長女宅に寄留したが、父の兄の未亡人の農村の家をしばしば訪れて長期滞在した(八八年春まで)。^④

〈ワットのNYへの期待〉 八三年三月ワットは、予備講和条約が無害な被害者(『亡命者』)に触れていないことを意外としたが、戦争が終われば、時勢はよくなり喜ばしい世が来るに違いないと長男に手紙した(八三年七、一〇月)。しかし彼は、腐敗した本国に不満で、本国より母国アメリカの寛容にすぎる方がましだとして、NY邦による法律の保護停止処分が緩和されるか、取り消されることを心待ちする一方、パリ講和条約のL保護条項(第五・六条)は、まやかしてはいないかと疑つた。ところが、ワット兄弟が父への「土地没収法」適用取り消しをNY邦議会に要請した(八四年二月六日)ところ拒否され、ワットはNY邦に期待できないことを認識、自分への弁償はどうなるのかと心を煩わさなければならなかつた。とはいえ彼は、長男には潮時を待てと弱気を戒めた。けれども実は、このころ彼は失意の極にあり、賠償問題を含む彼の運命は、アメリカではなく本国にかかつていることを気付かねばならなかつた(元来、本国からの慰撫金などの受給は、彼のプライドが許さなかつたけれども)。^⑤

〈私財と年金〉 さてワットは、私財(本国軍補給業での貸金、イギリスの株や公債)と年金によって快適な亡命生活の費用を賄うはずであつた(臨時出金ときには、株を売って調べ、株価下落のときには借金できた)し、在米子弟への金銭的援助を惜しみはしなかつた。ところが彼は、不明確な理由で、通常£二〇〇と思われる年金を獲得できなかつた(彼が年金獲得のために、協力を期待した一ロンドン商人は、「私の力の及ぶものではない」と弁明している)。^⑥

〈本国からの賠償〉 年金の入手困難なワットにとって、頼むはLへの賠償金であつた。先ず本国蔵相が多数のアメリカ人からの請求を調査するために二人の人を任命したが(八二年二月)、仕事が過重なため、本国議会は五人委員会を設立、被害者の損失と本国へのサービスの実状を調査させた(八三年七月)。ワットは、委員会が請求資格者への指示を新聞で公告したとき(八三年九月)、どうすべきか途方にくれた。

彼は、正確に没収された財産を指摘できない点、またその時価を正しく示唆できない点、さらに損害の誇張は却って委員会のより厳格な調査・査定を招く恐れのある点を懸念したのである。しかし、請求書提出期限へ八四年三月一五日）が切迫し、また、NY邦議会への「没収取り消し請願」が却下されたため（本稿前頁）彼は、長男の送ってくれた（八三年二月付）証拠に基づいて建白書を作成（八四年三月二二日）、委員会へ請求した（やつと八八年二月二六日、彼は委員会に呼び出された）。なお、彼の請求提出日は、政敵スミスと偶然にも同日であったが、彼（できるだけ確証を収集）とスミス（査定は結局コネによるとして、ぞんざいな書類を提出）とは全く対照的で、後者は委員会書記との論争を招くこととなった。ともあれワットは、長男の送った資料が委員会の厳格な吟味に耐えられるように、その完全実証化に努めたが、他のL同様、召換日時が不明なため不安であった。こうして、最初の一部のLへの補償がなされたとき（八五年九月）彼は、自分の補償される機会は小さいのではないかと心配した。実際、次の二つの要因が彼への補償を小さくしかねなかった。(i) 委員会は、彼の請求額の四分の三を成すものはアメリカでの掛け売りによる未収金とあるので、これを正当な損失とは認められないと決定する恐れがあった（ワット自身は、あきらめ切れないものの、八八年一〇月にはこの点については割り切れたらしい。しかし、掛け売りは当時の慣習であったから、このような委員会の考へ方は商人層には大打撃であった。結局ワットは、彼が未収金と計算した額の二三・六%だけを補償された。(ii) ワットの息子たちは、NY邦議会が採択した「没収地売却法」（八四年五月二二日）に基づいて父が没収された土地の一部を買い戻した（八四年六月一六日）が、父はそうせよと息子たちを励まし、長男は、この措置は父が戦争で土地を失った証拠となると考えた。しかしワットは、却って委員会が父子なれあい証拠をでっちあげたと判断すると気付き（もつともこの時点では、ワットは、乞食のように本国に補償を乞うより、息子の計画の方がふさわしいとも考えていた）、のちに（八四年末）息子たちが没収されていたコートラントマナのワット家の持ち分を買い戻そうとしたとき、それに反対した（なお、ワットが反対したのは、リース制は地主の利益にならないと判断したからでもあった）。こうしてワットの不安は、八五年初め頂点に達し、「提供してくれた資料は不十分だ。欺瞞による補償入手と疑われるよりは損失を覚悟した方がましだ」と息子たちを叱咤したので、お気に入り次男さえ父を慰めることはできなかった。だがワットは、資料の裏づけの努力をつづけた。一方彼は、既に審査を終えた友人や親戚から審査の模様を聞き知ることができたので、いく分リラックスできた。結局八七年、悟りを開いた心境のワットは、「委員会にはほとんど期待していない。だから失望はない」と述べ、正義が行なわれなるときには、避けられない病気同様、悪政に耐えるほか仕方がないと決心した。

それゆえL仲間は、ワットを、被害者なのに高潔な人と称えた。今や終戦後においてワットは、アメリカこそ間もなく統一が実現し、また繁栄を取り戻すであろうが、イギリスは色あせた専制支配の国だ、連合規約下のアメリカの唯一の欠点は、中央政府の弱さだ。強力なユニオンがなければ、混乱、変動、革命を結果するであろうと警告した。遂に八八年二月二六日、ワットは委員会の審査を受け、彼の請求額は甚だしく減額されて承認された（総額で、彼の請求額£四三三七・一三・六に対して、認められた金額は£三八一四）。しかも支払いは、三・五% 利付の一六ヶ年もの政府債券によつてとされ、多くのLは不満をもらしたが、ワットは健康を害したため、ほとんどコメントしなかった。⁸⁶

〈死亡〉　ところでワットは、八八年二月末、ウェールズで休養中に罹病（中風）、八九年初めまでにロンドンの長女宅へ帰着したが、病苦で氣むずかしくなり、見舞客は追い払われた。毎日二度、足を引きずりながら庭を散策することだけが、彼の楽しみであった。一方、長男と次男が購入した土地をめぐって争い始め、また、三男と次女および四女はそれぞれ難問をかかえたが、病気のワットは、いずれの場合もどうすることもできず、いらいらするばかりであった。こうしてワットは、長・次男が三男と次女および四女に比べて自分の財産を不当に多く取りすぎていると文句をいったばかりか、長・次男がアメリカにある自分の不動産をごまかしてきたと疑って弁明を求めたり、長男が自分の財産を生前に奪おうとしていると長女に告げ口したりした。このように、ワットの病気による猜疑心は増大するばかりで、死の前、長・次男に自分の不明をわび、£八六一のわび料を与えるほどであった。いずれにせよワットは、八九年八月一五日午後五時、長女宅で静かに息を引き取った。⁸⁷

そもそもワット自身は、最初からNYから追い出されたと考え、帰米を熱望していた。本国での亡命・寄寓生活は、誇り高き彼のようなエリートにとつては辛いことであった。強いコネにもかかわらず、年金も、次男への官職もえられなかった。また、無聊の生活で精力をためあまして旅行したが、空しかった。従つて、Lとしての賠償請求は、大部分、彼のもてあまされた精力のはげ口を求めたためでもあったといえよう。それゆえ、彼の晩年の意気消沈は、病気のためのほか、賠償問題が片付き、仕事がなくなつたためでもあった。本国からの補償金が、彼自身でなく、独立運動にも、本国の運動にもくわわらなかつた在米の長・次男によつて受け取られたことは、人生の皮肉といへばきかも知れない。⁸⁸

〈商人政治家〉 思うにワットは、十八世紀英領北米植民地における商人政治家の典例であり、その経歴が、富をえる機会と、英米双方の最有力者と交際する機会とを提供した。彼は、社会・政治・商業について、時々、機智に富み、辛辣で、正確な注釈を与えた。彼の商人としての経歴は、実業の実務(商業、余剰資本の投資、向上心がある商人の卵の教育を含む)の実例であり、またその政治上の経歴は、党派への忠誠、党派抗争、代議会および参議会の相対的意義についての洞察を示し、さらに彼の行動とコメントは、革命に至る事件に関する一つのアメリカーナエリートのアングリカンの見解を示唆するのみならず、彼自身の国王への忠誠と亡命への決断を説明するのに役立つのである。すなわち、次のとおりである。

(1) いくらかの点で、ワットの商人としての経歴は、多くの商人のそれと似ているが、とくに彼を仲間の多くよりよりぬきのグループの地位に置いたのは、本国糧秣補給請負業者の代理業であった。それはワットに、在米本国高官や本国の有力な商人と政治家とのコネをもたらしめ、また、P^oによって富と地位がえられることに気付かしめた。実際彼のAA主義継続の願望、さらにLへの選択は、主として本国軍補給業をとおしての国王との有利な結びつきの結果であった。

(2) 成功した商人政治家であるワットが、子弟を自分のあとを継げるよう訓練したことは不思議ではない。また、NY社会の質的向上への彼の貢献は、社会的プライドと同様、家族の将来のためになされたのであった。

(3) 政界におけるワットの経歴は、早くも一七五〇年代半ばに萌芽的党派が存在したことを示唆する。またそれは、代議会内で、より小さな抗争する代議协会会员のグループがしばしば決定権を保持したため、DL派にせよ、L派にせよ、どちらも容易に多数派を作り上げることができなかった側面を明らかにしている。さらにそれは、代議会の勢力増大は参議会の重要性を減少させたが、後者は決して去勢されたわけではなく、一定の意義をもっており、とくにワットにとっては、参議会会員職は地位と信念の観点から意義深く、彼のそれへの昇進は、AA支配層であるしるしであったことを教示している。⁸⁾

〈AA主義と民衆嫌い〉 (1)ところでワットは、NY人(より正確には、植民地時代NY人)であった。そのAA主義は、彼が十分に知るこ

とがなかった、彼の空想に基づいたものという事ができた。彼は、本国の政治と社会を理想としたが、亡命して本国の実状を知り、失望・幻滅した。また彼は、一見コスモポリタンにみえたが、彼の経験は、NY植民地の文脈の外では無価値な狭い近視眼的見とおしに基づいて獲得されたものであった。その上、彼の富と地位は結局本国に依存していたため、本国に対する悪印象にもかかわらず、国王への忠誠を持続せざるをえなかった。だがもし、本国の実状をより正しく知っていたならば、愛国派との意見対立に際してアメリカと絶縁しないで、むしろアメリカ内の何処かへ逃亡したであろう。また彼が、初期の革命の嵐を忍んで、本国軍占領下のNY市にとどまりえたならば、新生アメリカ共和国で働いたであろう。しかし、NY邦議会が講和条約締結後に私権剝奪を取り消し、彼の帰郷を許したとしても、変化したNY社会に失望を感じたであろう。彼は植民地時代人であり、NYが植民地でなくなったとき身の置き場がなかったのである。なぜなら、本国の現状が彼の期待を裏切っていたのに反して(従って、Lとなって本国へ亡命したことは、誤りと感じた)、NY植民地のエリート支配という既成秩序こそ市民に自由と議会とを保障したと信じていたからである。

(2) そもそもワットは、民衆を仲間として扱うことも、政治権力獲得闘争で手先として用いることも許さなかった。本国との提携こそが既成階級構造の維持に不可欠で、AA主義の解消は、下層民衆が正しい階序制を転覆しイギリス臣民の自由を終わらせると信じていた。その上彼は、国王に忠誠を誓う私的理由(より高く、より有利な官職は、国王によってえられるという信念)および、人身や私財を民衆に損なわれる危険に対する怒りをもっていた。ワットにとっては、それが一時的にせよ、ヒエラルキーの崩壊に対して、対英関係保持を試みるのが必然であったのである。⁹⁰⁾

〈失意の人〉 一七八〇年ころ、スチュアート (Gilbert Stuart) が書いたワットの肖像画で彼は、小ざれいだが厳しい顔付きの油断のない人物に描写されている。しかし八七年末ころからの晩年の彼は、老いさらばれてしまっていた。彼の悲劇は、亡命期間中、もてる知識・経験・生命力を国家や家族のために用いられないことであった。八四年早くも彼は、自分たちは「消えゆく世代だ」といった。それは、亡命期間を旅行、友人訪問、Lの請求調査委員会への自己の資料の実証化にすごしたワットが、長年の在英の友人にして事業仲間のM・フランク스가、妻の看病のため引退したのち死去(八九年四月)したことによって、回復することのない心理的打撃を受けたからでもあった。⁹¹⁾

しかし彼の慰めは、長・次男の成功であった。そもそもワットの晩年当時のNYでは、愛国派とLとの差別は、とくにエリートの間では

消え始めた。こうして政界に出た次男は、大統領官邸建設三人委員会のメンバーとなり、ついで邦下院議員に当選（八九年）、議長まで勤め、さらに連邦下院議員にも当選した（九三年）。一方長男は、実業をつづけ、また、理事となった（八九年）図書館協会のような社会・文化事業に積極的に参加し、名を挙げたのである。^⑧

以上一口でいえば、ワットは、十八世紀AAPの所産であり、自らいつているように、基本的にNY人であり、DL派の一員であり、結局不満をもつLとならざるをえなかったのである。^⑨AA主義の骨化する時代にその活動期をすごしたワットは、結局、必ずしも常に行動をともしたとはいえなかったキャプテンJ・DL（前者より後者の方が、民衆を手先とした点狡猾といえるかも知れない。また、両者の対立をもって、DL派の分裂といえるかも知れない）とともに、新生アメリカ共和国には不要な人となったのである（ワットにとっては、人生の悲哀）。このようにワットおよびDL派路線の姿を解釈することによって、本稿が、NY初期政治社会史解明の手がかりとなれば、筆者にとつてこれにすぎざる満足はない。

〔注〕

はじめに

- ① 茨木慶三『ロイヤリストの体験』（大手前女子大学論集第二二号）、一七七一頁；同上『アングロアメリカン・ポリティックス』（三重大学教育学部研究紀要第三三巻社会科学篇）以後『茨木第一論文』とて引用）、八六頁。
- ② Taylor C. James, "John Watts in colonial and Revolutionary New York (Hereafter New York is cited as NY)", Ph. D. dissertation of the Univ. of Tennessee (1981).
- ③ William W. H. Sabine, ed., *Historical Memoirs by William Smith, Jr.* (1961-71), I. 56.
- ④ Carl L. Becker, *The History of Political Parties in the Province of NY, 1760-76* (1909-Hereafter cited as *HPPNY*), 7-11, 22, 52; Nicholas Varga, "NY Government and Politics during the Mid-18th Century", Ph. D. dissertation of Fordham Univ. (1960-Hereafter cited as *NYGP*), 10-4, 487-91, 501-2.
- ⑤ Beverly McAnear, "Politics in Provincial NY", Ph. D. dissertation of Stanford Univ. (1935-Hereafter cited as *PPNY*), 609-10, 610-3, 647, 849-50, 959; Milton M. Klein, *The Politics of Diversity* (1974-Hereafter cited as *PDNY*), 11-47, 110-23, 154-77, 183-204.
- ⑥ Patricia U. Bonomi, *A Factious People* (1971-Hereafter cited as *FP*), 279-82, 285-6; Jack P. Greene, "Changing Interpretations of Early American Politics", Ray Allen Billington ed., *The Reinterpretation of Early American History* (1968), 151-84.

- ⑦ Gary B. Nash, *The Urban Crucible* (1979), 340, 362-74.
- ⑧ Stanley N. Katz, *Newcastle's NY* (1968), 42-6.
- ⑨ Sabine, *op. cit.*, I, 149.
- ⑩ *PDNY*, 110-23.
- ⑪ John Watts, *Letter Book of John Watts*, ed. by Dorothy C. Bark, *NY Historical Society Collections* (Hereafter cited as *LBJW*), LXI (1928) - (Moreover, *NY Historical Society Collections* are cited as *NYHSC*).
- ⑫ Virginia D. Harrington, *The NY Merchant on the Eve of the Revolution* (1935-Hereafter cited as *NYMER*), 42-4; Austin B. Keep, *The Library in Colonial NY* (1909), 143; Henry N. Maccracken, *Old Dutches Forever* (1956), 230, 255.
- ⑬ George S. Pryde, "Scottish Colonization in the Province of *NY*", *NY History* (Hereafter cited as *NYH*), XVI (1935), 138-57; "Tax of the city of *NY*, Dec. 1695-July 1699", *NYHSC*, XLIII(1910), 183, XLIV (1911), 296; Edmund B. O'Callaghn and Berthold Fernow eds., *Documents Relative to the Colonial History of the State of NY* (1856-87, 1969 reprint-Hereafter cited as *NYCD*), IV, 624, V 459; *LBJW*, X, 362; Bernard Bailyn, "Communication and Trade", *Journal of Economic History*, XIII (1953-Hereafter cited as *CT*), 381-2.
- ⑭ *LBJW*, 166, 212; Cadwallader Colden, *The Letters and Papers of Cadwallader Colden*, *NYHSC* (Hereafter cited as *LPCC*), LIII (1920), 224, LV (1922), 12-4; *FP*, 48-54; O'Callagan ed., *Documentary History of the State of NY* (1849-51-Hereafter cited as *NYDH*), IV, 21; *PDNY*, 110-23.
- ⑮ "Abstract of Wills on File in the Surragate's Office of *NY*", *NYHSC*(Hereafter cited as *AW*), XXIV (1896), 417, 429; *FP*, Appendix, C.
- ⑯ 『茶木集 | 論文』 八〇一六頁
- ⑰ *LBJW*, X-XI 362; *LPCC*, LXV (1935), 128.
- ⑱ 『茶木集 | 論文』 七五-八〇頁; Katz, *op. cit.*, 3-9, 49-58, 194-5, 200-1.
- ⑲ Sir Lewis Namier, *England in the Age of the American Revolution* (1961), 242-3, 260-1; *FP*, 143, 146; Katz, *op. cit.*, 207-12; *LBJW*, *passim*; Theodore Thayer, "The Army Contractors for the Niagara Campaign, 1755-56", *William and Mary Quarterly* (Hereafter cited as *WMQ*), XIV (1957), 31-46; Stephen Leslie and Sidney Lee, eds., *The Dictionary of National Biography* (1917), I, 1195-6, XIII, 612-4; *LPCC*, IX (1876), 139, LV (1922), 287, 367-8.
- ⑳ *LBJW*, 304; Lawrence H. Leder ed., *The Colonial Legacy* (1971), II, 75-105; Edward Pessen, "The Marital Theory and Practice of the Antebellum Urban Elite", *NYH*, LIII (1972), 389-410; *NYMER*, 11-4; Leonard W. Labaree, *Conservatism in Early American History* (1948, 1959 reprint-Hereafter cited as *CEAH*), chap. I; Evarts B. Greene, *The Revolutionary Generation, 1763-90* (1943, 1971 reprint), 9.

- ㉔ Harrington, “The Place of the Merchant in *NY* colonial Life”, *NYH*, XII (1932), 366-8; *CT*, 380.
- ㉕ Josep A. Ernst, Money and Politics in America, 1755-75 (1973), 40-1, 138, 162; *NYMER*, 336-68; Jacob M. Price, “Economic Function and the Growth of American Port Towns in the 18th Century”, *Perspectives in American History*, VIII (1974), 123-86.
- ㉖ Herhert L. Osgood, et. al., eds., Minutes of the Common Council of the city of *NY* 1675-1776 (1905, Hereafter cited as *MCCCN*Y), IV, 169-70; *AW*, XXIII (1895), 299; *LBJW*, 38, 52-3, 86, 110, 118-9, 174-5, 279.
- ㉗ *LBJW*, 31-2; James G. Lydon, “*NY* and the Slave Trade, 1700 to 1774”, *WMQ*, XXXV (1978), 385-6; James F Shepherd and Cary M. Walton, Shipping, Maritime Trade and the Economic Development of Colonial North America (1972), 5, 49-50, 156-7; *NY Gazette* (Hereafter cited as *NYG*), Oct. 9, 1752-Aug. 9, 1762.
- ㉘ Philip L. White, The Beekman Mercantile Papers 1746-99 (1956), I, 143, 211; *NY Historical Society* (Hereafter cited as *NYHS*), Watts Papers (Hereafter cited as *WP*), Deed dated, Apr. 17, 1751, Dec. 2, 1752, May 19, 1753.
- ㉙ ニューヨーク商業会議所の記録によれば、代理業者のえる手数料は、アメリカ内取引では二・五%、外国交易では五%、為替手形処理では二・五%、金銭の受領ないし支払に対しては二・五%、船舶積装の場合は五%、保険契約作成のときは〇・五%であった。(John Austin Stevens, Jr., *Colonial Records of NY Chamber of Commerce, 1768-84* (1867, 1971 reprint), 71).
- ㉚ *NYG*, Jan. 6, 1763, Sept. 18, 25, 1769; *LBJW*, passim.
- ㉛ *MCCCN*Y, VI, 22 91-2, VII, 253; White, op. cit., I, 248; *LBJW*, 193-4, 262-3, 311.
- ㉜ *LBJW*, 50-1, 135, 193-4, 262-3, 279, 335, 347-8, 371-2; Sabine, op. cit., I, 103; *NYMER*, 294; Thomas Jones, *History of NY during the Revolutionary War* ed., by Edward F. DeLancey (1879, 1968 reprint), I, 39-40.
- ㉝ *LBJW*, 89, 92, 116-7, 215; *NY Mercury* (Hereafter cited as *NYM*), Oct. 4, 1762; James G. Lydon, *Pirates, Privateers, and Profits* (1970), 23-35, 136, 154, 177, 272-80, Appendix, III.
- ㉞ Joseph R. Frese and Jacob Judd eds., *Business Enterprise in Early NY* (1979), 55-76; *LBJW*, 302; *WP*, March 5, 1772, Apr. 6, 1773; Sung Bok Kim, *Landlord and Tenant in Colonial NY* (1978), chap. IV, V.
- ㉟ *NYMER*, 130-1.
- ㊱ *NYMER*, 127-8; *LBJW*, 8, 76, 101, 118, 142, 294, 342-3, 352.
- ㊲ *LBJW*, 339, 361.
- 111
- ㊳ Evarts B. Greene and V. D. Harrington, *American Population before the Federal Census of 1790* (1932), 22, 101, 117-8; Klein ed., *NY: the Centennial years 1676-1976* (1976-Hereafter cited as *NYCY*), 44-5; Carl Bridenbaugh, *Cities in the Wilderness* (1964), 145, 305-9, 328, 374, 414-5, 461; William Livingston and others, *The Independent Reflector* ed., by Klein (1963), 69-73, 82-6; *NYCD*, III, 303; Raymond Mohl, “Poverty

- in Early America, A Reappraisal: the Case of 18th Century NY City”, *NYH*, L (1969), 19; Alexander C. Flick, ed., *History of the State of NY* (1933-7-Hereafter cited as *HSNY*), II, 409; Nash, op. cit., 402; Albert Deutsch, “The Sick Poor in Colonial Times”, *American Historical Review*, XLVI (1941), 560-79; *NYG*, Feb. 18, 1734, Mar. 17, 1736, Feb. 20, 1739.
- ③⑤ Mohl, op. cit., 14-5; *NYMER*, 202-4; *NYCY*, 54-5; Nash, op. cit., 402; *PPNY*, 541; Michael Kammen, *Colonial NY: A History* (1975), 281; Jones, op. cit., I, 1-2; Livingston, op. cit., 441-5.
- ③⑥ *NY Journal*, Apr. 30, Dec. 31, 1761, Sept. 2, 1773; Bridenbaugh, *Cities in Revolt* (1955), 39, 230, 247; *NYCY*, 34, 46; *LBJW*, 355-6; *LPCC*, LII (1919), 46
- ③⑧ *NYM*, Nov. 13, 1752, Dec. 5, 1857; *PPNY*, 959-60; *NCCCNY*, III, 108, 119, IV, 333-7, 464-6, V, 104, 105, 214, 216.
- ③⑨ キングス大学をめぐる抗争については、茶木『ニューヨークにおけるアメリカ革命』（同社アメリカ研究叢書一以後『茶木第一論文』として引用）五頁
- ④⑩ David C. Humphrey, *From King’s College to Columbia 1746-1800* (1976), 5-35, 73-4, 225; Livingston, op. cit., 32-46, 171-214; *NY Weekly Journal*, Feb. 13, 1748; Lawrence A. Cremin, *American Education* (1970), 536-40; *LBJW*, 13, 78, 109-10, 201; McAnear, “College Founding in the American Colonies”, *Mississippi Valley Historical Review*, XLII (1955/56), 19-66; Klein, “The American Whig’: William Livingston of NY”, Ph. D. dissertation of Columbia Univ. (1954-Hereafter cited as *AWWL*), chap. IX, X; *PDNY*, 97-109; L. F. S. Upton, *The Loyal Whig: William Smith of NY and Quebec* (1969), 26-34; Bridenbaugh, *Mitre and Sceptre* (1962), 144-68; William Smith, *History of the Late Province of NY* ed., by Kamen (1972-Hereafter cited as *HPNY*), II, 207-8; *NYCD*, VII, 217; Edmund S. Morgan, “The American Revolution Considered as an Intellectual Movement”, Arthur M. Schlesinger and Morton White eds., *Paths of American Thought* (1963), 11-31.
- ④⑪ *WP*, May 20, 1766; *Papers of the Lloyd Family of the Manor of Queens Village, Lloyd’s Neck, Long Island, NYHSC*, LX (1927), 670; *LBJW*, 109, 163.
- ④⑫ *LBJW*, 13, 27, 108, 198, 229, 254-5, 282, 285, 331; *WP*, Oct. 23, 1770, Apr. 1, 27, 1772; Klein, “The Rise of the NY Bar”, *WMQ*, XV (1958), 334-6; do, “From Community to Status”, *NYH*, LX (1979), 153-56; *HPNY*, I, 267; Jones, op. cit., I, 9-10; *NY Weekly Post Boy*, Dec. 22, 1746; *NY Gazette or Weekly Post Boy*, Feb. 18, 1751.
- ④⑬ *NYHS*, Robert Watts Pappers (Hereafter cited as *RWP*), Deed dated, Dec. 3, 1788.
- ④⑭ *Ibid.*, Fed. 2, 1785.
- ④⑮ *Ibid.*, Oct. 4, 1786, Feb. 14, 1787, Jan. 2, 1788, July, 4, 1790; Mary Beth, Norton, *The British-Americans* (1972), 122-9.
- ④⑯ *NYM*, Oct. 14, 1754, May 12, 1775; *HPNY*, II, 150; Eric Larrabee, *The Benevolent and Necessary Institution* (1971), 5-11, 23, 76-8.
- ④⑰
- ④⑱ *NCCCNY*, V, 272, 308; *NYGP*, 394; Bruce C. Daniels ed., *Town and Country* (1978), 208-9.

- ④⑧ *MCCCN*, V, 272, 308.
- ④⑨ 『英本第一論文』八二、八三頁。
- ④⑩ 右同、八五頁。
- ④⑪ *FP*, 146-158, Appendix, C.; Katz, op. cit., 57, 111-3, 169-93, 207-12; Jack P. Greene, *The Quest for Power* (1963-Hereafter cited as *QP*), 4-6; Leonard W. Labaree, *Royal Government in America* (1930, 1958 reprint), 283-96; *HSNY*, II, 151-99; Charles W. Spencer, "Sectional Aspects of *NY* Provincial Politics", *Political Science Quarterly*, XXX (1915), 397-424; *PPNY*, 661, 684, 700-10; *NYM*, Nov. 13, 1752; *HPNY*, II, 18 off, 186; *Journal of the Votes and Proceedings of the General Assembly of the Colony of NY, 1691-1765* (1764-65-Hereafter cited as *JVPGANY*), *Sept. 11, 1755*; *LPCC*, LV (1922), 143-4.
- ④⑫ *HPNY* I, 124-5; Katz, op. cit., 174; *NYGP*, 250-328.
- ④⑬ Edward P. Lilly, *The Colonial Agents of NY and New Jersey* (1963), 139-40; Varga, "Robert Charles", *WMQ* XVIII (1961), 230; *LBJW* 211-2, 217-8; Ernst, op. cit., 81-8; Jack M. Sosin, *Agents and Merchants* (1965), 28-9.
- ④⑭ *NYGP*, 8, 500-1; Katz, op. cit., 37, 40, 42, 44, 224-43; *QP*, 4-6; Jackson Turner Main, *The Upper House in Revolutionary America, 1763-88* (1967), 54-9; Sabine, op. cit., I, 45; *PPNY*, 905, 909; Jones, op. cit., I, 17; *FP*, 230-2, 252-3; *PDNY*, 487-94; *JVPGANY*, June 3, 1758ff; *NYCD*, VIII, 148; Roger J. Champagne, "Family Politics versus Constitutional Principles", *WMQ*, XV (1963-Hereafter cited as *FPCP*), 57-79.
- ④⑮ 『英本第一論文』八〇頁。
- ④⑯ *FPCP* 66; *FP*, 144-5; *NYDH*, IV, 639; *NYCD*, VI, 471, 513-5; *NYGP* 247-9; *LBJW*, 81, 184, 219, 298.
- ④⑰ *LBJW*, 368.
- ④⑱ *LBJW*, 206-7, 220, 234, 282, 327, 346; *LPCC*, IX (1876), 137, 139, 426, LV (1922), 367, LVI (1923), 173-82; *HPNY*, II, 258-62; *NYMER*, 43; Sabine, op. cit., I, 83.
- ④⑲ Klein, "Prelude to Revolution in *NY*", *WMQ*, XVII (1960), 154-77, 172; *NYCD*, VII, 483-5, 500-2, 527-9, 676-7, VIII, 994-7; *LBJW*, 102, 309, 321-2, 340, 404; Herbert A. Johnson, "George Harrison's Protest", *NYH*, L (1969), 61-82; *LPCC*, X (1877) 154-6, LVI (1923), 1-7, LXVIII (1935), 205; Carole Shamas, "Cadwallader Colden and the Role of the King's Prerogative", *NY Historical Society Quarterly* (Hereafter cited as *NYHSQ*), LIII (1969), 103-26; Robert M. Calhoun, *The Loyalists in Revolutionary America, 1760-81* (1973), 42-9; G. D. Scull, ed., *The Montross or Journals, NYHSC* (Hereafter cited as *MJ*), XIV (1881); Sabine, op. cit., I, 30-1.
- 五
- ④⑳ シ・マ・ハ・キ・派の中心として William Allen Benton. (*Whig-Loyalism* (1969)) は「ローイヤリスト」 Leopold S. Launitz-Schurer, Jr. (*Loyal Whigs and Revolutionaries* (1980)) は「ホイッグス」 Harrington (*NYMER*) は「結果的保守派」と名付けた。
- ㉑ *LBJW*, 212, 234-5, 255, 262; *NYCD*, VII, 612.

- ②③ *LBJW*, 250, 336, 345, 354, 382, 388, 392; E. S. Morgan and Helen Morgan, *The Stamp Act crisis* (1962), 75-98, 161-6, 197; Kammen, *op. cit.*, 355, 368; Merrill Jensen, *The Founding of a Nation* (1968), 126-32, 211-4; Don R. Gerlach, "A Note on the Quartering Act of 1774", *New England Quarterly*, XXXIX (1966), 80-8; Michael D'Innocenzo and John J. Turner, Jr., "The Role of *NY* Newspapers in the Stamp Act Crisis, 1764-66", *NYHSQ*, LI (1967) 215-31, 345-65; Arthur M. Schlesinger, sr., *Prelude to Independence* (1958), 67-84.
- ②④ *LPCC*, X (1877), 35; *LBJW*, 386, 392, 399, 400-1; *HPPNY*, 27, 29-30, 44-51; F. L. Engelman, "Cadwaller Colden and the *NY* Stamp Act Riots", *WMQ*, X (1953), 568; Morgans, *op. cit.*, 139-54, 209-14, 250-51; *NYM*, Nov. 7, 1765; *NY Post Boy*, Nov. 7, 1765; *MJ*, XIV (1881), 336, 343, 350; William H. Nelson, *The American Tory* (1961), 42; Lanitz-Schurer, Jr., *op. cit.*, 34-6; Neil R. Stout, "Captain Kennedy and the Stamp Act", *NYH*, XLV (1964), 44-58; *NYCD*, VII, 867-8; *AWWL*, 552.
- ②⑤ *MJ*, XIV (1881), 339-40; *LBJW*, 341, 397, 406; Joseph Albert Ernst, "The Currency Act Repeal Movement", *WMQ*, XXV (1968), 185; Morgans, *op. cit.*, 330-1; Sosin, *op. cit.*, 87-9; Sabine, *op. cit.*, I, 32.
- ②⑥ 芥木『アメリカ的社会の出現』（関西アメリカ史研究会編『アメリカの歴史』上）四五一七頁；同下『こゝゆる新保守派史家キム氏の見解について』（三重大学初等教育研究第一〇号）六一―七頁。
- ②⑦ Oscar Handlin, "Eastern Frontier of *NY*", *NYH*, XVIII (1937), 50-75; Irving Mark, *Agrarian Conflicts in Colonial NY, 1711-75* (1940), *passim*; Oscar Handlin and Mark, "Land Cases in Colonial *NY*, 1765-67", *NY Univ. Law Quarterly Review*, XIX (1942), 165-94; Kim, *op. cit.*, 346-415; Sabine, *op. cit.*, I, 34, II, 275; *NYCD*, VII, 879; Edward Countryman, "Out of the Bounds of Law", Alfred F. Young ed, *The American Revolution* (1976), 37-79; Pauline Maier, *From Resistance to Revolution* (1972), 147n, 148n; Staughton Lynd, "The Tenant Rising at Livingston Manor, May 1777", *NYHSQ*, XLVIII (1964), 163-77; Richard Maxwell Brown and Dom E. Fehrenbacher, eds., *Tradition, Conflict, and Modernization* (1977), 73-99.
- ②⑧ Kammen, *op. cit.*, 349-50, 355-6; Varga, "The *NY* Restraining Act", *NYH*, XXXVII (1956), 233-58; Jensen, *op. cit.*, 262; CEAH, 148-9; Weyman's *NY Gazette*, Dec. 3, 10, 17, 1764; *NYG*, Nov. 29, Dec. 6, 13, 20, 27, 1764, Jan. 10, 1765; *AWWL*, 544-5; Ernst, *op. cit.*, 251-8; Stevens, Jr., *op. cit.*, 3, 8, 35, 190, 222, 303.
- ②⑨ 『芥木第三論文』六頁。
- ②⑩ *FPCP*, 57-79; Bernard Friedman, "The *NY* Assembly Elections of 1768 and 1769", *NYH*, XLVI (1965), 3-24; *FP*, 240-1; Campagne, "Liberty Boys and Mechanics in *NY* City, 1764-74", *Labor History* VIII (1967), 132; Bonomi, "Political Patterns in Colonial *NY* City", *Political Science Quarterly* LLI (1966), 432-47; Nash, *op. cit.*, 350-67.
- ②⑪ ト・ランシヤ派が民衆の人気を失った理由については、芥木『独立宣言以前のニューヨーク市メカニクス』（三重大学教育学部研究紀要第三一巻第三号）以後『芥木第三論文』として引用）六八頁。
- ②⑫ Sabine, *op. cit.*, I, 57, 84, 91, 99-100, 129-30, 138, 139, 140-5, 148-9, 169, 170, 174; Philip J. Schwarz, *The Jarring Interests* (1979), *passim*;

Champagne, Alexander McDougall and the American Revolution in *NY* (1975-Hereafter cited as *AMAR*), 45, 95-6; *FP*, 276-7; Bernard Mason, *The Road to Independence* (1966), 7-9; Lee R. Boyer, "Lobster Backs", *NYHSQ*, LVII (1973), 280-308.

- ⑦② 『茶本第一論文』 七〇頁。
- ⑦③ Sabine, op. cit., I, 157, 163-6; *AMAR*, 42, 49-51; Benjamin W. Labaree, *The Boston Tea Party* (1964), 155-6.
- ⑦④ 『茶本第三論文』 七〇-七三頁。
- ⑦⑤ 『茶本第二論文』 六一-七頁。
- ⑦⑥ *NYCD*, VIII, 433; *HPPNY*, 112-6; Sabine, I, 179, 185-7, 213, 222-3; *AMAR*, 53-7; *NCCCNY*, VIII, 24; Worthington C. Ford ed., *Journals of the Continental Congress (1904-37)*, II, 78; Mason, op. cit., 50-1; Lloyd's Evening Post, Apr. 12-4, 1775.
- ⑦⑦ Sabine, op. cit., I, 222-3; Martha Joanna Reade Lamb, *History of the City of NY (1877-96)*, I, 21; Peter Force ed., *American Archives 4th ser. (1837-53, 1972 reprint-Hereafter cited as 4AA)*, I, 221-2, II, 364, 449, II, 471, 479; *HPPNY*, 193; Mason, op. cit., 69-71; *AMAR*, 82-3; *NY Public Library, Broadside*; *NY Gazette and Weekly Mercury (Hereafter cited as NYGWM)*, May 1, 1775; Richard M. Jellison, ed., *Society, Freedom, and Conscience* (1976), 125-89.
- ⑦⑧ *NY*市参事会や*NY*領地会議、およびト・マント派(トリーイ)よりヒュクスストン派(ホックス)の動向については『茶本第一論文』 六一-七頁；同土『シエロミア・ウインクラーの選択』(三重大学初等教育研究第二九号) 八頁；同土『独立への道』 passim.
- ⑦⑨ 4AA, II, 459-60, 479; Sabine, I, 223-4; Mason, op. cit., 70-1; *HPPNY*, 194-200; *LPCC*, XI (1877), 405; M. J. R. Lamb, op. cit., II, 66-7.
- ⑧⑩ Nelson, op. cit., 38-9; Bailyn, *The Ordeal of Thomas Hutchinson* (1974-Hereafter cited as *OTH*), passim; Robert A. East and Jacob Judd ed., *The Loyalist Americans* (1975), 25-55; Upton, op. cit., 103-60; Becker, "John Jay and Peter Van Schaack", *NYH L* (1969 reprint), 442-53; Alexander C. Flick, *Loyalism in NY during the American Revolution (1901-Hereafter cited as LNAR)*, 31-6; *CEAH*, 143-70.
- キ
- ⑧⑪ Rivington's *NY Gazette*, July 6, 1775, July 1, 1784; *OTH*, 281-4, 324-6; *RWP*, Nov. 4, 1778, Mar. 26, 1787; Norton, op. cit., 63-6, 222; Sabine, op. cit., II, 275; Mark, 13-4; Kim, op. cit., vii; *LNAR*, 146-9; *NYHSC*, VIII (1875), 367-8; *NYGWM*, Sep. 30, 1776, Oct. 4, 1779; *RWP*, Aug. 4, Oct. 10, 1784.
- ⑧⑫ *RWP*, Nov. 4, 1778, Apr. 19, July 10, 1779, Dec. 1 1784, Apr. 22, 1785; Robert M. Calhoon, *The Loyalists in Revolutionary America, 1760-81* (1973), 370-81
- ⑧⑬ *RWP*, July 10, Oct. 16, 1779, Aug. 30, Nov. 2, 1784, Feb. 2, 14, Mar. 14, 1785, Oct. 2, 1786.
- ⑧⑭ Ibid., Oct. 7, 1778, Sep. 2, Oct. 21, 1783, Feb. 4, 12, 21, 24, Mar. 31, May 5, 25, July 1, 1784; Upton, op. cit., I, 15; *LNAR* 161-3, 165; Wallace Brown, *The Good Americans* (1969), 170-2; Norton, op. cit., 173-4.
- ⑧⑮ *RWP*, Apr. 10, June 4, Aug. 10, Oct. 31, 1786, Jan. 2, July 11, 1787; Norton, op. cit., 54; Esmond Wright, ed., *A Tug of Loyalties* (1975), 8.

- ⑥⑥ Norton, op. cit., 196, 208-10, 219-20 ; *RWP* Sep. 2, 1783, Feb. 4, Mar. 31, May 5, July 6, Aug. 4, Sept. 20, Dec. 1, 1784, Jan. 10, Feb. 2, July 6, Sept. 10, 1785, Apr. 10, Oct. 31, 1786, July 11, Dec. 13 1787, June 28, Oct. 18, 1788, Jan 1, 1789 ; *WP*, Mar. 2, 1782, Nov. 20, 1783 ; Upton, op. cit., 148-9, 160.
- ⑥⑦ *RWP* June 4, Dec. 3, 1788, Jan. 7, 8, Feb. 4, 7, Apr. 17, 18, Aug. 8, 15, 17, Oct. 6, 1789.
- ⑥⑧ Ibid., Feb. 4, 1789.

おまゝ

- ⑥⑨ *NYGP*, 247-9.
- ⑦⑩ Launitz-Schurer, Jr., op. cit., 197
- ⑦⑪ *RWP*, May 23, 1784, Oct. 6, 1789.
- ⑦⑫ Young The Democratic Republicans of NY (1967), 334-5.
- ⑦⑬ James, op. cit., 3.

[A]